

東大阪市新斎苑整備基本構想



東大阪市
HIGASHI-OSAKA

令和7年2月

目次

第1章 はじめに	1
1. 基本構想策定の背景と目的	1
(1) 東大阪市の現状	1
(2) 東大阪市の斎場の現状	1
(3) 「東大阪市斎場整備基本構想(改訂版)」の策定	1
(4) 基本構想策定の目的	1
2. 上位・関連計画及び基本構想の位置づけ	2
(1) 上位・関連計画	2
(2) 基本構想の位置づけ	2
第2章 前提条件の整理	3
1. 関連法令等の整理	3
2. 既存斎場の概要	6
(1) 既存斎場の概要	6
(2) 既存斎場の利用状況	13
3. 現状課題の整理	13
(1) 施設・設備の老朽化	13
(2) 火葬炉設備の老朽化	14
(3) 災害時対応への懸念	14
(4) 利用面での課題	15
(5) 管理・運営面での課題	15
(6) スペースの不足	15
4. 施設整備の方向性	16
(1) 既存斎場の方向性	16
(2) 再整備における基本的な考え方	17
(3) 施設整備の方向性	17
第3章 必要火葬炉数の検討	18
1. 火葬炉数算定の手順	18
(1) 火葬炉数算定の目的	18
(2) 必要火葬炉数算定フロー	18

2. 将来死亡者数の推計	19
(1) 将来人口の推計	19
(2) 将来死亡者数の推計	20
3. 年間火葬件数の推計	21
(1) 既存斎場の火葬件数の推移	21
(2) 年間火葬件数の算定方法	22
(3) 年間火葬件数の算定	22
4. 必要火葬炉数の算定	23
(1) 必要火葬炉数の算定方法	23
(2) 予備炉の算定	25
(3) 必要火葬炉数の算定	25
(4) 先行事例との比較検証による妥当性の確認	26
(5) 汚物炉について	26
(6) 動物炉について	26
第4章 建設候補地の選定経緯	27
1. 建設候補地選定の基本的な考え方	27
2. 建設候補地の抽出	27
3. 建設候補地の選定条件	28
(1) 関係法令への適合	29
(2) 敷地の条件	29
(3) アクセス条件	30
(4) 災害時の機能維持	31
(5) その他(経済性、工事の容易さ等)	32
4. 建設候補地の比較評価	33
5. 新斎苑の建設候補地の選定	33
6. 周辺環境への配慮	34
(1) 斎場の建設場所と外観イメージ	34
(2) 生活環境影響調査	34
第5章 基本理念・基本方針	35
1. 前提となる考え方	35
2. 基本理念・基本方針	36

第6章 新斎苑の必要機能・規模	37
1. 施設機能及び諸室の検討	37
(1) 施設機能構成	37
(2) 付加機能	37
(3) 各部門の構成	38
2. 各部門の基本的機能	38
(1) 火葬部門	38
(2) 管理部門	39
(3) 待合部門	40
(4) 付帯施設	40
(5) 付加機能	41
3. 必要規模の検討	42
(1) 告別室・収骨室・待合室の必要室数の検討	42
(2) 建物規模の検討	43
(3) 駐車場台数の検討	43
(4) 駐車場規模の算定	44
(5) 付加機能の規模算定	45
(6) 新斎苑に必要な敷地面積	46
第7章 配置ゾーニングの検討	47
1. 敷地条件の整理	47
(1) 敷地条件の整理	47
(2) ハザード情報の整理	48
(3) 敷地周辺状況の整理	49
2. 周辺道路からの車両動線の検討	50
(1) 交通量調査概要	50
(2) 調査結果概要	50
(3) 新斎苑建設による車両台数の増加予測	50
3. 土地利用・配置計画	51
4. 配置ゾーニングイメージの検討	52
(1) 配置ゾーニングイメージ	52
(2) 配置ゾーニングイメージの比較	54

第8章 今後の進め方 55

1. 事業手法について..... 55

2. 概算事業費について 55

3. 事業スケジュールについて..... 55

4. 今後の進め方・検討課題 55

第1章 はじめに

1. 基本構想策定の背景と目的

(1) 東大阪市の現状

本市では、市内に市立斎場として6つの斎場（以下、「既存斎場」という。）を設置し、年々増加する火葬需要に対して、施設・設備の更新を行いながら、市民の火葬需要に対応してきました。なお、今米斎場は、台風被害により平成30年7月から休止しておりましたが、立地条件等から改修が困難であるため令和6年3月末で廃止となっています。

人口減少や少子高齢化の進展などの社会情勢の変化により、市税収入の減少や社会保障関連費のさらなる増加が見込まれる状況の中、本市を取り巻く財政環境は引き続き厳しい状況が予測されます。

(2) 東大阪市の斎場の現状

長瀬斎場を除く既存斎場では、築年数の浅い額田斎場でも建設後31年、最も築年数の古い楠根斎場は昭和26年に建設されてから73年経過しており、いずれの斎場においても施設・設備の老朽化が進行し、旧式の火葬炉が設置されています。超高齢化社会の到来による火葬件数の増加が見込まれる中で、現状のままでは、増加する火葬需要への対応は困難であることが想定されます。

斎場は、人生の終焉の場において厳粛に最後のお別れをする場所として誰もお世話になる施設であり、市民生活にとって必要不可欠です。またその機能上、災害発生時においても絶えることなく安定的に稼働することが求められています。今後も火葬需要に安定的に対応していくために、将来的な社会変化へも柔軟に対応できるよう計画的に斎場整備を進めていくことが求められています。

(3) 「東大阪市斎場整備基本構想(改訂版)」の策定

既存斎場が抱える課題を解決するために、本市では、「東大阪市斎場整備基本構想(改訂版)」(令和7年2月)を策定しました。その中で、増加する火葬需要への対応や管理運営の効率化等を図るために、長瀬斎場を除く既存斎場を集約して、新しい斎場（以下、「新斎苑」という。）を整備する方針としました。

(4) 基本構想策定の目的

この「東大阪市新斎苑整備基本構想」（以下、「基本構想」という。）は、既存斎場の現状を踏まえ、課題を整理したうえで、新斎苑を整備するうえでの基本的な条件や、基本理念・基本方針等について検討・整理し、その基本的な考えを示すものとして策定するものです。

なお、基本構想の策定にあたっては、市民の方々が故人を偲ぶうえでよりよい斎場とするため、斎場建物の建設のみに焦点を合わせるのではなく、建物周辺と一体的な空間を計画することで、一般的に持たれる斎場に対するネガティブなイメージを払拭し、周辺住民の方々に自然な形で親しみを持っていただける優れた景観の形成と、市民が日常的に集える憩いの場を提供することを目指して、住民説明会及びワークショップでの意見や要望を十分に踏まえながら、検討を行います。

2. 上位・関連計画及び基本構想の位置づけ

(1) 上位・関連計画

基本構想の検討を始め、新斎苑の整備を進めるにあたって、上位・関連計画との整合を図ります。

<主な上位・関連計画>

項 目	概 要
東大阪市第3次総合計画	本市を取り巻く社会情勢の変化を踏まえて、今後のまちづくりの方向性や指針について明らかにする市の最上位計画。
東大阪市公共施設等 総合管理計画	インフラ施設も含め、財政状況や人口減少等の社会情勢の変化に対応するため公共施設等の効果的かつ効率的な管理を目指して策定するもの。
東大阪市公共施設 マネジメント推進基本方針	長期的な視点に立って公共施設の最適化を進める「公共施設マネジメント」に取り組んでいくための基本方針として位置づけるもの。
東大阪市行財政改革プラン	効率的かつ健全な行財政運営を行うために、行財政改革の具体的な取り組みについて示したもの。
東大阪市地域防災計画	市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とし、市域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興対策等の実施すべき大綱を定めたもの。
大阪府広域火葬計画	災害時における被災市町村の広域火葬の円滑な実施及び遺体の適正な取扱いを確保するため、府、市町村及び火葬場設置者が行うべき基本的事項を定めたもの。

(2) 基本構想の位置づけ

基本構想は、新斎苑の整備を進めていくうえで、基本計画の指針となることを目的として、新斎苑の目指すべき方向性を示すものです。

基本構想は、具体的な内容として現状の課題や市民ニーズを念頭に、望ましい新斎苑のあり方や目指すべき方向性を、基本理念・基本方針として整理します。さらに新斎苑の施設機能や必要規模について検討し、具体的な施設計画を進める際の前提条件、基本的な方針を示します。

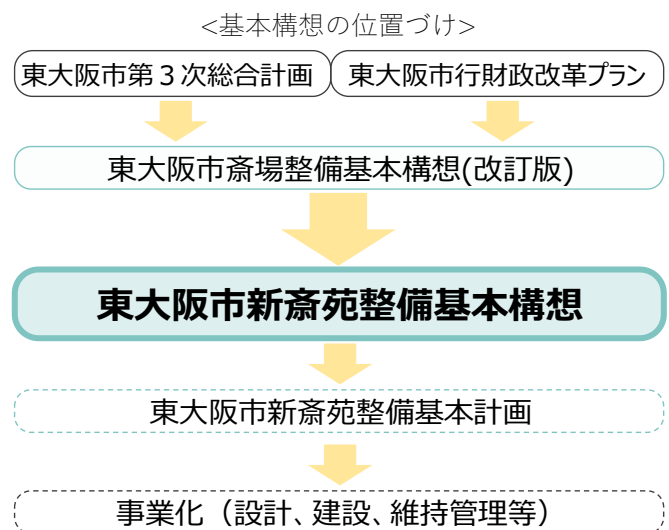
なお、次のステップとなる基本計画では、基本構想を基に、より具体的な施設計画や、事業化にあたって必要となる諸条件を検討することを予定しています。

① 東大阪市第3次総合計画

東大阪市第3次総合計画において、「健康づくりと保健衛生の推進」として「今後増加が予測される火葬需要への対応も含め、斎場の整備を進める」と記載されています。

② 東大阪市行財政改革プラン

「東大阪市行財政改革プラン 2020」において、「公共施設のあり方」として「新たな斎場整備、既存斎場の集約化」という位置づけがされています。



第2章 前提条件の整理

1. 関連法令等の整理

火葬場は、「墓地、埋葬等に関する法律」と「都市計画法」、「建築基準法」の3法によって位置づけられており、各法の条文において、施設整備などの要件がそれぞれ定められています。

< 関係法令 >

法令名	関連部分抜粋
墓地、埋葬等に関する法律	第2条 1～6 略 7 この法律で「火葬場」とは、火葬を行うために、火葬場として都道府県知事の許可を受けた施設をいう。 第10条 墓地、納骨堂又は火葬場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。 2 前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も、同様とする。 第11条 都市計画事業として施行する墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止については、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条の認可又は承認をもつて、前条の許可があつたものとみなす。 →都市計画事業として新設、変更等を行う場合は、墓地、埋葬等に関する法律上の許可があつたものとみなされる。
都市計画法	（都市施設） 第11条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設を定めることができる。この場合において、特に必要があるときは、当該都市計画区域外においても、これらの施設を定めることができる。 一～六 略 七 市場、と畜場又は火葬場 →火葬場は、都市施設に位置づけられており、都市計画区域もしくは都市計画区域外において、都市計画決定が可能である。
建築基準法	（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置） 第51条 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。 →火葬場は、都市計画決定に基づく新築または増築が可能である。ただし、所定の都市計画審議会の議を経て特定行政庁が許可した場合や、政令で定める規模の範囲内での新築、増築については、都市計画決定の手続きは不要。
その他関連する法律	消防法、高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、大気汚染防止法、悪臭防止法、騒音規制法、振動規制法、水質汚濁防止法、土壤汚染対策法、河川法、特定都市河川浸水被害対策法、景観法、屋外広告物法、駐車場法など

＜関係条例等＞

法令名	関連部分抜粋
東大阪市墓地、埋葬等に関する法律施行条例	(標識の設置) 第4条 法第10条第1項又は第2項の規定による許可を受けて墓地若しくは火葬場を経営し、又は墓地の区域を拡張し、若しくは火葬場の施設を変更しようとする者（以下「申請予定者」という。）は、当該許可の申請に先立って、当該墓地若しくは火葬場の設置又は墓地の区域の拡張若しくは火葬場の施設の変更に関する計画（以下「墓地の設置等に関する計画」という。）の周知を図るため、規則で定めるところにより、当該墓地の設置等に関する計画の予定地の見やすい場所に標識を設置し、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。 (説明会の開催) 第5条 申請予定者は、当該許可の申請に先立って、規則で定めるところにより、当該墓地の設置等に関する計画の予定地から100メートル以内の建物の使用者、管理者等に対し、墓地の設置等に関する計画について周知させるための説明会を開催し、速やかに、その説明会の内容等を市長に報告しなければならない。 →市長の許可申請の前に、火葬場の設置予定地から100メートル以内の建物の使用者などに対して説明会を開催することが求められている。 (経営等の許可の申請) 第8条 法第10条第1項又は第2項の規定による許可を受けようとする者は、申請書を市長に提出しなければならない。 第10条 墓地等の設置場所等の基準は、次のとおりとする。 (1) 墓地及び火葬場は、住宅及び病院、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第41条に規定する児童養護施設その他これらに類する施設であって規則で定めるものの敷地から100メートル以上離れていること。ただし、次のアからエまでのいずれかに該当する場合であって、市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 ア 地方公共団体が経営する墓地について、当該墓地の需要に応じてその区域を拡張しようとするとき。 イ 宗教法人が経営する墓地について、当該宗教法人の宗教法人法第3条に規定する境内地内において、当該墓地の需要に応じてその区域を拡張しようとするとき。 ウ 共同墓地（市の区域内に住所を有する者等の地縁に基づいて形成された団体により設置され、及び管理されている墓地をいう。）について、当該共同墓地の需要に応じてその区域を拡張しようとするとき。 エ アからウまでに定めるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。 (2) 墓地及び火葬場は、飲料水を汚染するおそれのない場所であること。 (3) 墓地等の土地には、当該墓地等の経営者（地方公共団体を除く。）が、当該墓地等の土地を所有し、かつ、当該土地に所有権以外の権利が設定されていないものであること。ただし、市長が、当該墓地等の経営に支障がないと認めるときは、この限りでない。 →火葬場は、住宅・病院、児童養護施設等から100m以上離れた敷地に建設しなければいけない。ただし、市長が特に必要と認められるときなどは、この限りではない。

法令名	関連部分抜粋
東大阪市墓地、埋葬等に関する法律 施行条例	(火葬場の構造設備の基準) 第 13 条 火葬場には、次に掲げる構造設備を設けなければならない。ただし、市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。 (1) 外部から火葬場を見通すことができないようにするための障壁又は密植した垣根 (2) 防臭及び防じんに対し十分な能力を有する火葬炉 (3) 収骨室 (4) 収骨容器等を保管する設備 (5) 残灰庫 (6) 火葬場の規模に応じた管理事務所、待合室、便所並びに給水及びごみ処理のための設備 (7) 霊安室 (変更又は廃止の許可の基準) 第 14 条 法第 10 条第 2 項の規定による許可を受けようとする者は、改葬を必要とするときは、これが完了していることを確認しなければならない。
その他の主な条例・規則等	
■ 大阪府 大阪府福祉のまちづくり条例 悪臭防止法に基づく規制基準の設定 大阪府産汚物等取締条例 大阪府公有財産規則 ■ 東大阪市 東大阪市建築基準法施行条例 東大阪市建築物の駐車施設の附置等に関する条例 東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例 東大阪市文化財保護条例 東大阪市景観条例 東大阪市屋外広告物条例 東大阪市みどりの保全と緑化の推進に関する条例 東大阪市生活環境保全等に関する条例 東大阪市特定都市河川流域における浸水被害の防止に関する条例	

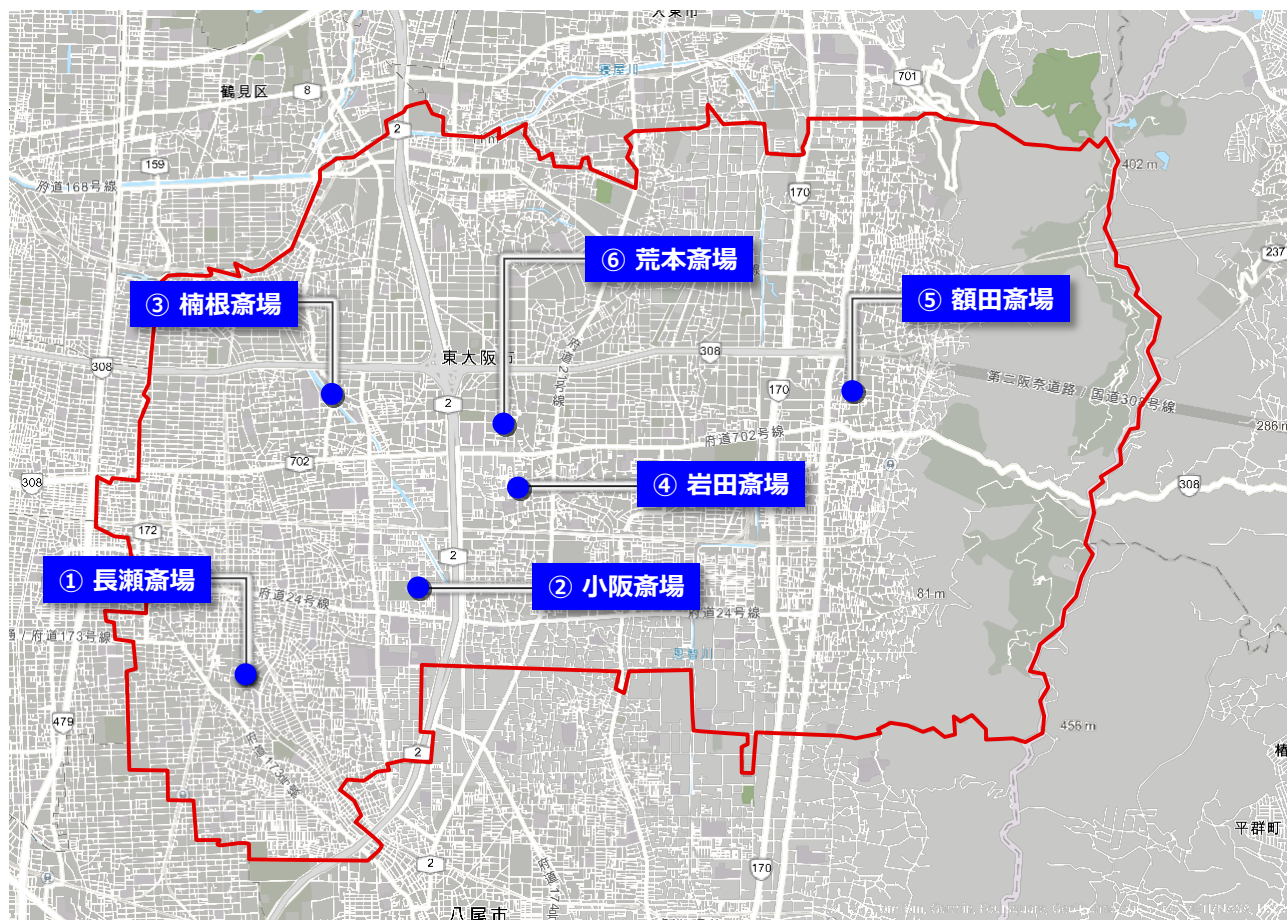
2. 既存斎場の概要

(1) 既存斎場の概要

本市は、斎場を市内6箇所に設置しており、以下に示すとおり、楠根斎場、小阪斎場及び長瀬斎場は市の西部に、荒本斎場及び岩田斎場は市の中心部に、額田斎場は市の東部に位置しています。

火葬炉の設置数は、長瀬斎場に4基、小阪斎場に5基、楠根斎場、岩田斎場及び額田斎場に3基、荒本斎場に2基、市全体では20基となっています。人口約50万人という都市の規模から考えると、比較的小規模な斎場が多いという状況です。

< 既存斎場の位置図 >



① 長瀬斎場

敷地の状況	名称	東大阪市長瀬斎場
	所在地	東大阪市長瀬町二丁目 6-3
	所有	市有地
	敷地面積	長瀬斎場部分：約 6,461 m ² ※ 登記地積より 長瀬斎場南側駐車場部分：約 231 m ² ※ 登記地積より
	用途地域	第一種住居地域
	建蔽率／容積率	60 / 200
建物の状況	建設年／築年数	令和 5 年 1 月 / 築 1 年
	延床面積	685 m ² (斎場棟：約 490 m ² 、管理棟：約 195 m ²)
	階数	斎場棟：地上 2 階建、管理棟：地上 1 階建
	構造	斎場棟：鉄筋コンクリート、管理棟：軽量鉄骨造
	耐震性能	新耐震基準
	火葬炉数(能力)	4 基 (1 日あたりの最大火葬件数 8 件)
	施設構成	■ 斎場棟 告別収骨室、炉室、監視室、残灰収集保管室、除塵機械室 ■ 管理棟 待合室 2 室 (稼働間仕切)、事務室、男女別トイレ、ユニバーサルトイレ、給湯スペース、エントランス、霊安室 ■ 駐車場 普通自動車 34 台 (車いす用 1 台)
	業務時間	09:00～17:00
	休業日	1 月 1 日 年間稼働日数 364 日
	その他	敷地北側に駐車場設置
	施設写真	 

【現状及び課題】

市域の南西部に位置する斎場で、小阪斎場に次ぐ火葬を行っていました。老朽化した煙突が倒壊するおそれがあることから、平成 30 年 4 月より煙突の撤去工事を行いました。交通アクセスや立地条件が良いこと等から、今後の火葬需要を賄う斎場の一つとして活用を行っていくことを前提に大規模改修工事を行い、令和 5 年 1 月に最新の火葬炉を 4 基備えた、環境性能も格段に向上した最新の斎場として生まれ変わりました。



② 小阪斎場

敷地の状況	名称	東大阪市立小阪斎場
	所在地	東大阪市宝持四丁目 11-2
	所有	市有地
	敷地面積	約 6,675 m ² ※登記地積より
	用途地域	第一種中高層住居専用地域
建物の状況	建蔽率／容積率	60 / 200
	建設年／築年数	昭和 37 年 / 築 62 年
	延床面積	約 160 m ² (火葬場 + 葬儀場)
	階数	地上 1 階建
	構造	鉄筋コンクリート造
	耐震性能	旧耐震基準 ※耐震診断未実施
	火葬炉数(能力)	5 基 (斎場 1 日あたりの火葬件数 7 件)
	施設構成	■ 火葬場 炉前ホール、作業場(炉室) ■ 式場 ■ 事務所 待合室、事務室、男女別トイレ、ユニバーサルトイレ ■ 駐車場 普通自動車 4 台(車いす用 1 台)、マイクロバス 1 台
	業務時間	09:00～17:00
	休業日	1 月 1 日、1 月 2 日 年間稼働日数 363 日
	その他	アスベスト含有調査未実施
	施設写真	 

【現状及び課題】

市域西部のほぼ中央に位置する斎場で、市内斎場の中では最も多くの火葬を行っています。交通アクセスは良いものの、駐車スペースが少ない状況です。平成 12 年に排煙設備の改修を行っていますが、その部分以外の改修は行っておらず、耐震診断も実施していません。また、炉の老朽化が著しいため、炉の更新が必要ですが、火葬場として使用できるスペースが墓地により限られる状況から、旧来の火葬炉より大型化している新型炉の設置には制限があります。後述する斎場にも共通することですが、既存不適格建築物にあたり、大幅な増築が非常に困難となっています。



③ 楠根斎場

敷地の状況	名称	東大阪市立楠根斎場
	所在地	東大阪市長田西一丁目 2-18
	所有	市有地
	敷地面積	約 4,411 m ² ※登記地積より
	用途地域	第一種住居地域
建物の状況	建蔽率／容積率	60 / 200
	建設年／築年数	昭和 26 年 / 73 年
	延床面積	約 188 m ²
	階数	地上 1 階建て
	構造	木造
	耐震性能	平成 28 年耐震補強実施
	火葬炉数(能力)	3 基 (斎場 1 日あたりの火葬件数 6 件)
	施設構成	■ 火葬場 炉前ホール、炉室、汚物炉 ■ 排煙用建屋 ■ 事務所 事務室、男女共用トイレ ■ 駐車場 普通自動車 11 台程度 (マイクロバスは 2 区画を使用)
	業務時間	09:00～17:00
	休業日	1 月 1 日、1 月 2 日 年間稼働日数 363 日
	その他	アスベスト含有調査未実施
	施設写真	 

【現状及び課題】

市域の北西部に位置し、交通アクセスが良いことから、火葬件数は安定しています。老朽化により平成 26 年に煙突が破損したため、平成 27 年から 2 年度をかけて改修工事を行いました。ただし、改修は建物の耐震化と排煙設備の更新のみで、火葬設備は巻替工事（炉室の耐火煉瓦部分を組み直す工事で、比較的大がかりな工事）を行う程度にとどまっています。市内斎場では数少ない耐震化が行われている施設であることから、建屋については、現状でも使い続けることが可能です。



④ 岩田斎場

敷地の状況	名称	東大阪市立岩田斎場
	所在地	東大阪市岩田町五丁目 14-1
	所有	共有地
	敷地面積	約 159 m ²
	用途地域	第一種住居地域
建物の状況	建蔽率／容積率	60 / 200
	建設年／築年数	昭和 38 年 / 61 年
	延床面積	約 118 m ²
	階数	地上 1 階建
	構造	鉄筋コンクリート造
	耐震性能	平成元年の増築部分のみ耐震性能あり 他の部分は耐震診断未実施・旧耐震基準
	火葬炉数(能力)	3 基（斎場 1 日あたりの火葬件数 5 件）
	施設構成	■ 火葬場 炉前ホール、作業室(炉室)、休憩室、ポンプ室、ブローアール室 ■ その他 男女共用トイレ ■ 駐車場 普通自動車 8 台、普通自動車 10 台(別途)、マイクロバス 2 台(別途)
	業務時間	09:00～17:00
	休業日	1 月 1 日 年間稼働日数 364 日
	その他	アスベスト含有調査未実施
	施設写真	 

【現状及び課題】

市域中央部に位置する岩田斎場は、平成元年に火葬炉部分の改修が行われ、その部分のみ新耐震基準ですが、火葬炉前の建屋は旧耐震基準のままです。外壁には、ひび割れや剥離が見られ、雨水の侵入も確認できます。また、火葬場への進入道路の舗装の劣化もみられます。工事の際には重機の乗り入れが非常に困難である等、敷地条件面から建替が難しい状況です。さらに、過去の集中豪雨の際には建屋が浸水したこともあり、これらの状況から、市内斎場の集約を行う場合には、優先して閉場、集約の対象とすべき斎場と言えます。

外装材の剥離



男女共用のトイレ



衛生設備の老朽化



内装材の剥離



⑤ 額田斎場

敷地の状況	名称	東大阪市立額田斎場
	所在地	東大阪市南荘町 7-26
	所有	市有地
	敷地面積	約 3,568 m ² ※登記地積より
	用途地域	第一種住居地域
建物の状況	建蔽率／容積率	60 / 200
	建設年／築年数	平成 5 年 / 31 年
	延床面積	約 332 m ²
	階数	地上 2 階建て
	構造	鉄筋コンクリート造
	耐震性能	新耐震基準
	火葬炉数(能力)	3 基 (斎場 1 日あたりの火葬件数 6 件)
	施設構成	■ 火葬場 炉前ホール、炉室、操作室・控室、残灰処理室 ■ 管理棟 待合室、事務室、男女別トイレ、休憩室 ■ 駐車場 普通自動車 2 台程度、マイクロバス 1 台 ※駐車スペースはあるが、専用のスペースではない。
	業務時間	09:00～17:00
	休業日	1 月 1 日 年間稼働日数 364 日
	その他	アスベスト含有調査未実施
	施設写真	 

【現状及び課題】

旧枚岡市域に位置する東部唯一の斎場です。その立地のためか、火葬件数は安定しています。火葬設備は比較的新しく、新耐震基準の建物ですが、築 30 年以上経っており改修が必要な状況です。しかし、斎場の敷地内のほとんどを墓地が占めており、余剰の敷地がありません。



手すりのない階段



タイル下地のふくらみ



衛生設備の老朽化



内装材のしみ

⑥ 荒本斎場

敷地の状況	名称	東大阪市立荒本斎場
	所在地	東大阪市菱屋東三丁目 5-17
	所有	市有地（一部民有地）
	敷地面積	約 6,319 m ² ※登記地積より
	用途地域	第一種住居地域
	建蔽率／容積率	60 / 200
建物の状況	建設年／築年数	火葬場：昭和 56 年 / 43 年 葬儀場：昭和 52 年 / 47 年
	延床面積	約 294 m ² (火葬場：約 86 m ² 、葬儀場：約 208 m ²)
	階数	地上 1 階建
	構造	鉄筋コンクリート造
	耐震性能	旧耐震基準 ※耐震診断未実施
	火葬炉数(能力)	2 基（斎場 1 日あたりの火葬件数 3 件）
	施設構成	■ 火葬場 炉前室、炉室、物入、男女共用トイレ ■ 葬儀場 葬儀場、休憩室、男女別トイレ ■ 駐車場 普通自動車 5 台程度、マイクロバス 1 台 ※駐車スペースはあるが、専用のスペースではない。
	業務時間	09:00～17:00
	休業日	12 月 29 日～翌 1 月 3 日、水・木・祝日 年間稼働日数 246 日（令和 5 年度）
	その他	アスベスト含有調査未実施
	施設写真	  

【現状及び課題】

市域中央部に位置する斎場で、中央大通や中央環状線といった幹線道路からも近く、交通アクセスが良い斎場です。既に建設後約 40 年が経過しており、建物、火葬炉ともに劣化がみられるため、改修等が必要な状況ですが、既存不適格建築物にあたる等の理由から改修や増築にも制限や限界があります。



(2) 既存斎場の利用状況

既存斎場の火葬炉数の構成比と火葬実績（令和 5 年度）は以下のとおりです。長瀬斎場、額田斎場において火葬炉の構成比に対して高い受持率となっており、全体的に使用頻度は高い状況となっています。現状における一日あたりの最大火葬可能件数は 35 件となっていますが、特に築年数が古く火葬割合の高い小阪斎場や楠根斎場、岩田斎場では施設・設備とも老朽化の進行が深刻な状況であり、老朽化を要因として稼働不可能な状況になってしまった場合、ピークを迎える火葬需要への対応は困難といえます。

< 既存斎場の利用状況等（令和 5 年度） >

施設名称	火葬炉数	構成比	最大火葬件数 (一日あたり)	火葬実績	火葬割合
長瀬斎場	4 基	20.0%	8 件	1,597 件	22.7%
小阪斎場	5 基	25.0%	7 件	1,752 件	24.9%
楠根斎場	3 基	15.0%	6 件	898 件	12.8%
岩田斎場	3 基	15.0%	5 件	1,042 件	14.8%
額田斎場	3 基	15.0%	6 件	1,356 件	19.3%
荒本斎場	2 基	10.0%	3 件	389 件	5.5%
合計	20 基	100.0%	35 件	7,034 件	100.0%

3. 現状課題の整理

(1) 施設・設備の老朽化

- ・長瀬斎場を除く既存斎場は、建物・火葬炉ともに老朽化が進行しています。
- ・小阪斎場、楠根斎場及び岩田斎場では、煙突撤去や建物耐震化、排煙設備の設置など大規模改修工事を実施していますが、額田斎場及び荒本斎場は大規模改修を行っていません。
- ・「火葬場の建設・維持管理マニュアル」（日本環境斎苑協会）（以下、「火葬場の建設・維持管理マニュアル」という。）の中で、火葬場の耐用年数は 50～60 年程度とされています。火葬場は室内温度の上昇が激しいことから、一般的な建物と比べて耐用年数が短くなると想定されます。
- ・岩田斎場では、外装材や内装材にクラックや剥がれが多数見られます。
- ・トイレや手洗い器などの衛生設備は、長瀬斎場を除くすべての既存斎場において、老朽化・陳腐化が進行しています。

(2) 火葬炉設備の老朽化

- ・長瀬斎場を除いて旧型の火葬炉設備が設置されており、排気設備の設置など一部の斎場では大規模改修を実施しながら運転を続けていましたが、火葬炉本体は老朽化が進んでいます。
- ・「火葬場の建設・維持管理マニュアル」の中で、火葬炉設備の耐用年数は25～30年とされています。額田斎場及び岩田斎場は耐用年数を迎えており、小阪斎場、楠根斎場、荒本斎場は現段階で耐用年数を大幅に超えていることから、早急に更新を行う必要があります。
- ・火葬炉設備は供用開始以降、炉の入れ替えなど大幅な更新を行っていないため、老朽化により環境に影響を与えている可能性があります。
- ・火葬炉設備の環境性能は、関係法令及び各種指針・マニュアルの数値を参考に目標値を定めなければいけませんが、より高い環境性能の火葬炉設備は、既存斎場では更新のためのスペースが不足しているため設置することができません。

(3) 災害時対応への懸念

- ・長瀬斎場と額田斎場を除いて、既存斎場は旧耐震基準で建設されており、また小阪斎場、岩田斎場では耐震診断も実施されていません。今後高い確率で発生が予測される南海トラフ地震や生駒断層地震等に対して、安全性が高い施設とはいえません。
- ・大地震の発生の備えとして、水道・電気・ガスなどのライフラインが途絶した場合においても、火葬炉の運転が持続できる対策を事前に検討する必要があります。
- ・大地震発生時に墓石等が倒壊した場合、霊柩車などの車両がアクセスできなくなる可能性があります。災害時の機能維持に課題があるといえます。

< 既存斎場の供用年数一覧(令和6年3月現在) >

施設名称	建物	火葬炉設備	大規模改修	改修内容	耐震基準
長瀬斎場	1 年	1 年	—		新耐震基準
小阪斎場	62 年	62 年	平成 12 年	煙突撤去 排煙設備設置	耐震診断未実施 旧耐震基準
楠根斎場	73 年	56 年 (推定)	平成 28 年	建物耐震化 煙突撤去 排煙設備設置 外壁塗装	耐震補強済
岩田斎場	61 年	35 年 (推定)	平成元年	建物一部耐震化 煙突撤去 排煙設備設置	耐震診断未実施 一部新耐震基準
額田斎場	31 年	31 年	—		新耐震基準
荒本斎場	43 年	43 年	—		耐震診断未実施 旧耐震基準

(4) 利用面での課題

- ・小阪斎場と額田斎場は、駐車場が狭いため、自家用車ででの来場が難しい状況となっています。
- ・待合空間と火葬場が別棟となっているため、荒天時は移動しづらい状況となっています。
- ・楠根斎場、岩田斎場、荒本斎場では、ユニバーサルデザインに配慮したトイレが設置されていないため、身体障害者や高齢者にとって、使いづらい状況となっています。
- ・楠根斎場、岩田斎場、荒本斎場のトイレは屋外かつ男女共用となっているため、多様性に配慮した状況になっていません。
- ・既存斎場には、授乳室が設置されておらず、プライバシーが確保された空間が求められています。
- ・トイレなどの案内が分かりづらく、ユニバーサルデザインに配慮したサイン計画が必要です。

(5) 管理・運営面での課題

- ・作業場に関して、照明や空調設備の計画も含めて作業環境の改善を図る必要があります。
- ・スタッフ用の更衣室や休憩室が整備されていない斎場がほとんどです。
- ・小阪斎場では、火葬場の前に建物があるため、霊柩車が出入口付近まで近づくことができず、棺台車の操作・移動がしづらい状況となっています。

(6) スペースの不足

- ・建設当初と業務環境が変化しているため、倉庫やスタッフの控室、炉裏の作業場の広さが不足しています。
- ・既存斎場では残骨灰の置き場が不足しており、現状は空きスペースに保管している状況です。
- ・楠根斎場と岩田斎場では、待合室が設置されておらず、遺族や会葬者が故人とゆっくりお別れできる空間が整備されていません。
- ・遺族のプライバシーへの配慮や多様な葬送形態へ対応するために、またより柔軟な火葬スケジュールを計画するためには、告別・収骨室、待合室が規模・室数ともに不足しています。
- ・小阪斎場と荒本斎場では、葬儀場が併設されていますが、老朽化が著しいため利用率は低い状況となっています。

4. 施設整備の方向性

(1) 既存斎場の方向性

既存斎場の利用状況や老朽化状況より、また「東大阪市行財政改革プラン 2020」における「公共施設のあり方」の考え方から、本市全体としての将来的な斎場のあり方を以下のとおり整理します。長瀬斎場以外の既存斎場では、建物・火葬炉ともに老朽化が進行しているため、早急な再整備が必要です。

< 斎場のあり方 >

施設名称	整備方針
長瀬斎場	・新耐震基準による建物であり、令和 5 年に供用開始しているため、建物・火葬炉とも耐用年数まで十分な期間があります。
小阪斎場	・旧耐震基準による建物であり、耐震診断も未実施です。昭和 37 年に建設されてから 62 年が経過しており、建物の耐用年数を迎えています。 ・火葬炉本体は供用開始以降、更新されておらず、耐用年数を大幅に過ぎているため、早急に再整備する必要があります。
楠根斎場	・旧耐震基準による建物ですが、平成 28 年に耐震補強工事を実施しています。 ・火葬炉設備は排煙設備の設置工事及び煙突の撤去工事は行っているものの、火葬炉本体は、昭和 26 年の供用開始以降、昭和 43 年に更新されていると思われませんが、今後の火葬需要への対応、環境へ配慮するためにも、早急に再整備する必要があります。
岩田斎場	・旧耐震基準による建物であり、耐震診断も未実施です。昭和 38 年の建設から 61 年が経過しており、建物の耐用年数を迎えています。※増築部分を除く。 ・火葬炉設備は、排煙設備の設置工事及び煙突の撤去工事を平成元年に実施しています。火葬炉本体は昭和 38 年の供用開始以降、平成元年に更新されていると思われませんが、今後の火葬需要への対応、環境へ配慮するためにも、更新を検討する時期となっています。
額田斎場	・新耐震基準による建物で築 31 年経過しています。 ・火葬炉設備は供用開始から更新されておらず、耐用年数を迎えているため、更新を検討する時期となっています。
荒本斎場	・旧耐震基準による建物であり、耐震診断も未実施です。昭和 56 年の建設から 43 年（火葬場）が経過しているため、更新を検討する時期となっています。 ・火葬炉本体は供用開始から更新されておらず、耐用年数を大幅に過ぎているため、早急に再整備する必要があります。

(2) 再整備における基本的な考え方

今後の火葬需要に対応するために、長瀬斎場以外の既存斎場の再整備が求められています。再整備の方法として、建物の耐震化など改修工事を行いながら現地建替えや増築を行って火葬炉数を確保していく方法と、既存斎場を集約して新たに斎場を整備して火葬炉数を確保する方法の2パターン考えられます。既存斎場の再整備は、改修工事にかかる敷地上の制約、管理運営の効率化、質の高い空間整備といった観点から検討を進めていく必要があります。

① 敷地上の制約

既存斎場は周囲を墓地に囲まれているため、建替えや増築に必要な十分なスペースが不足しています。新型の火葬炉は旧型と比べて、環境性能は格段に向上していますが、旧型炉に比べて大きなスペースが必要となります。そのため、制約がある敷地では、火葬炉設備の更新を行うことが困難な状況です。

建替えや増築工事を行うためには、仮囲いや足場、重機の設置が必要となりますが、既存斎場では必要なスペースも十分に確保できず、また近接して住宅が立地しており建替えは困難です。敷地に制約がある状況では、建設工事に際して、周辺住民や墓地への来園者に多大な影響を与える恐れがあります。

② 管理運営の効率化

新斎場の建設において経済性という観点も重要です。現状、既存斎場が各地に分散配置されているため、建物の維持管理や人員配置などはそれぞれの施設において必要となります。既存斎場を集約・再整備することで、建物の維持管理や人員配置の効率化が図られるため、維持管理・運営費など長期的なランニングコストの削減につながると考えられます。

③ 質の高い空間整備

長瀬斎場を除く既存斎場では、待合室や告別・収骨室など、旅立つ故人と安心してお別れできる空間が不足しています。現地建替えや増築の場合、スペースが限られているため、こうしたスペースを確保できません。新斎場を建設するにあたっては、こうした遺族と会葬者の心情に配慮して、質の高い施設を整備することが重要です。

(3) 施設整備の方向性

以上により、長瀬斎場を除く既存斎場は、分散配置ではなく、集約して新たに斎場を整備します。

施設の老朽化及び狭あい化、火葬炉設備の老朽化による環境対策機能の不足、今後増加が予測される火葬需要への対応、災害時の機能維持など現状の課題と、施設整備の基本理念・基本方針を踏まえて、新斎場を整備する必要があります。

第3章 必要火葬炉数の検討

1. 火葬炉数算定の手順

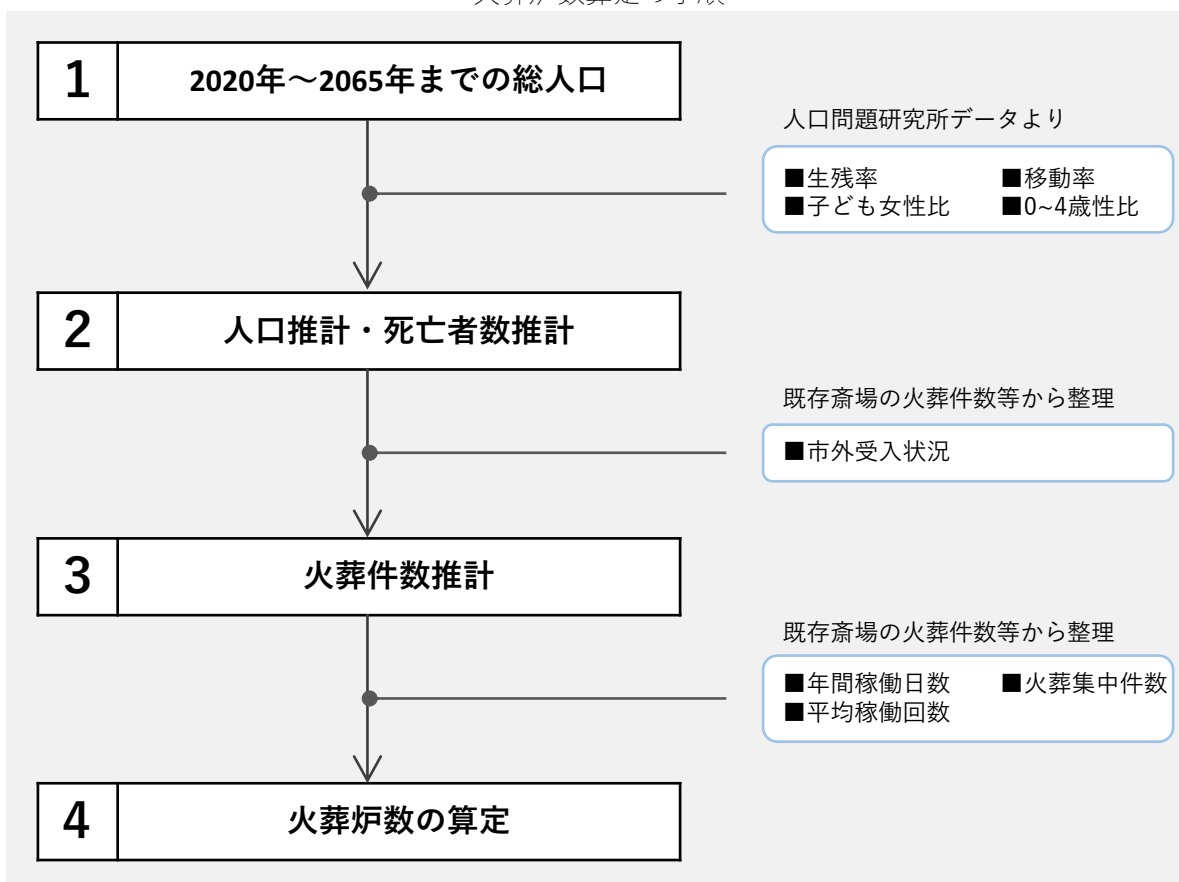
(1) 火葬炉数算定の目的

本市全体で整備する斎場の規模及び新斎苑整備に必要な規模を検討するため、必要火葬炉数を算定します。本市の将来人口推計値等から、死亡者数の推計及び将来の火葬需要の推計を行い、本市全体に必要な火葬炉数を算定します。そこから長瀬斎場の火葬炉数4基であることを考慮して、新斎苑に必要な火葬炉数を算定します。

(2) 必要火葬炉数算定フロー

新斎苑に必要な火葬炉数の算定は、次の手順に基づいて実施します。将来の人口及び死亡者数推計は、「火葬場の建設・維持管理マニュアル」を参考に、「国立社会保障・人口問題研究所」が公表している各種推計値（人口、生残率、移動率等）を用いて算定を行います。本市全体に必要な火葬炉数は、既存斎場の火葬件数など過去の実績値から算定します。

< 火葬炉数算定の手順 >



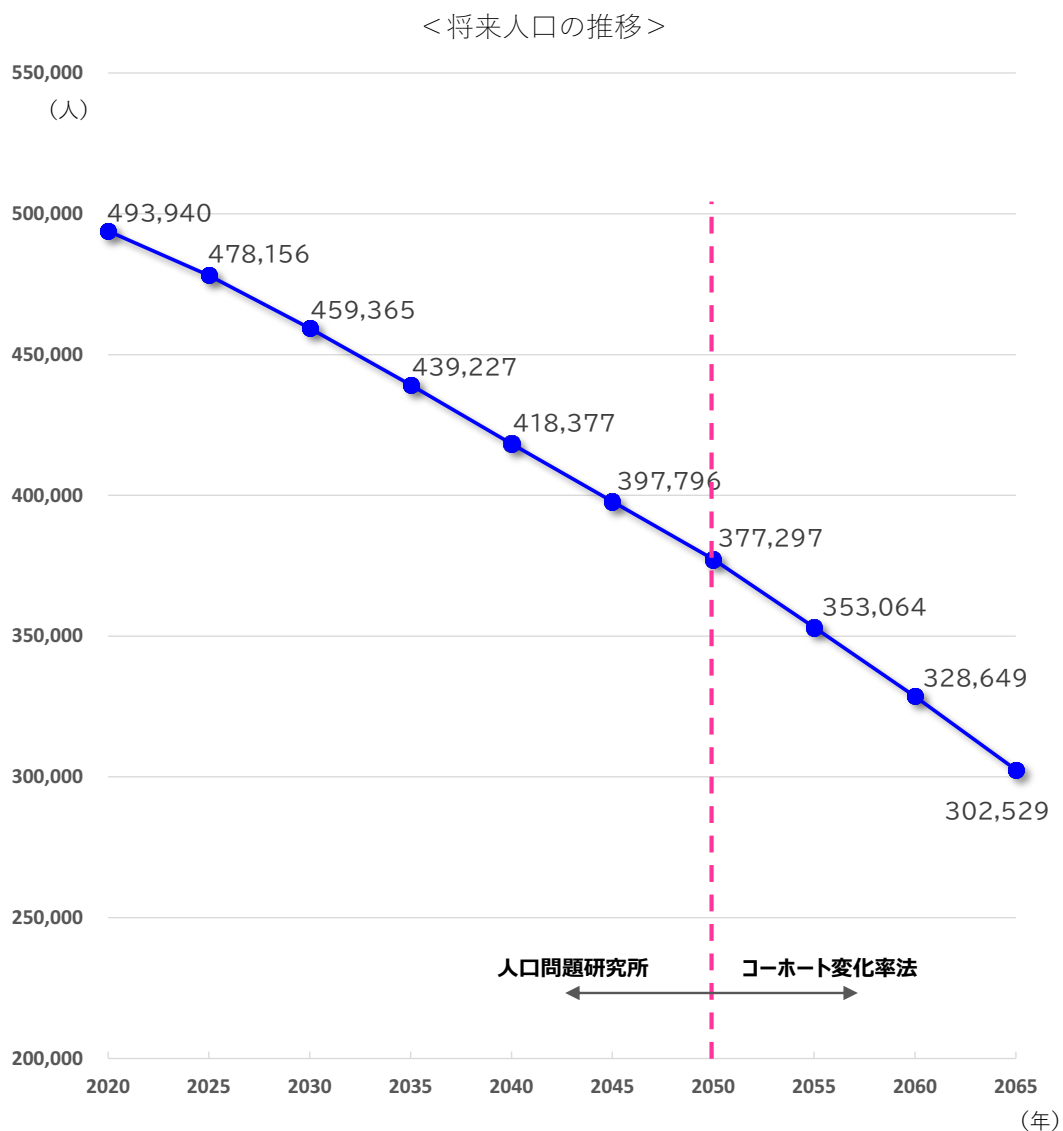
2. 将来死亡者数の推計

(1) 将来人口の推計

火葬炉数の算定にあたり、前頁手順のとおり、まずは本市における将来人口を推計します。

日本国内の死亡者数は、2040 年ごろにピークを迎え、その後減少に転じますが、2060 年から 2070 年にかけて再び増加することが想定されています。そのため、火葬炉数の算定にあたり、2065 年から 2069 年までの将来人口及び死亡者数の推計を行うこととします。

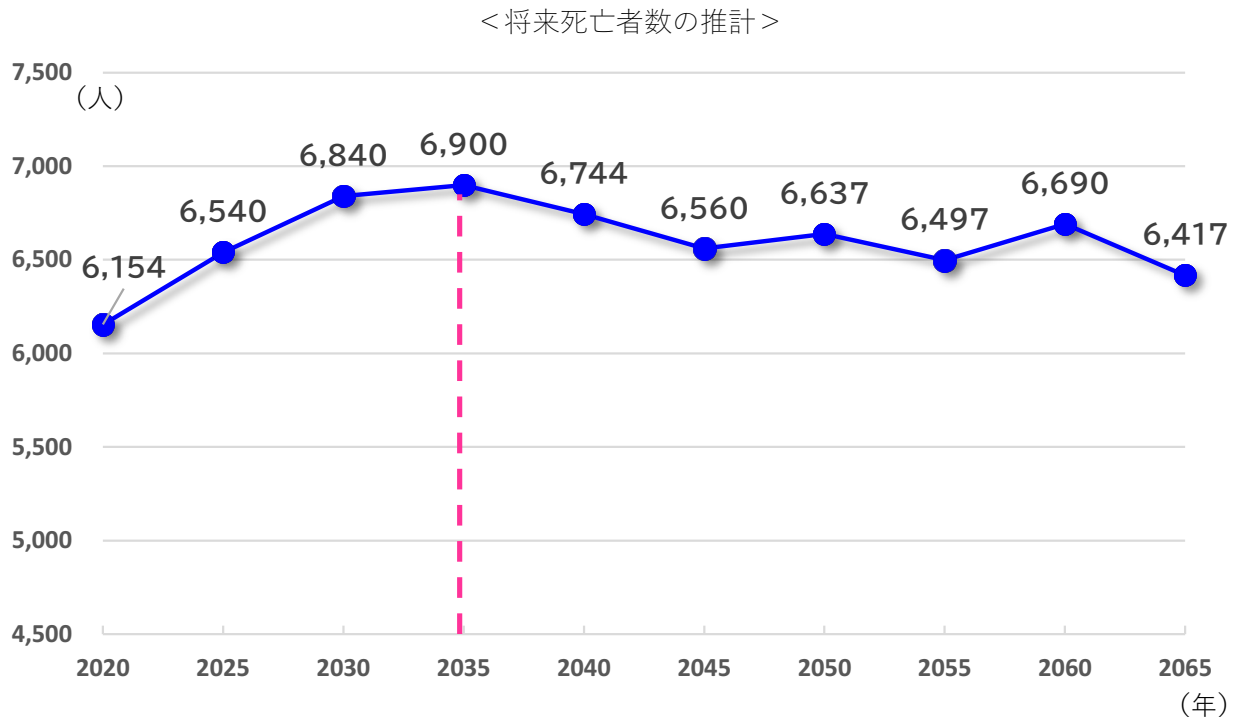
将来人口は、2050 年までは、「国立社会保障・人口問題研究所」が公表している将来推計人口を採用します。それ以降の人口は、同研究所が公表している 2050 年の各種推計値(人口、生残率、移動率等)を基に「コーホート変化率法」を用いて算定します。



(2) 将来死亡者数の推計

2020 年から 2065 年までの死亡者数を以下に整理します。死亡者数の推計は、将来人口に死亡率（1－生残率）を乗じて算定します。

本市の死亡者数は、2020 年以降増加していき、2035 年から 2039 年までの間に年平均 6,900 人とピークを迎えることがわかります。その後も 2065 年まで高い数値で推移していきます。



＜将来推計人口・死亡者数の推移＞

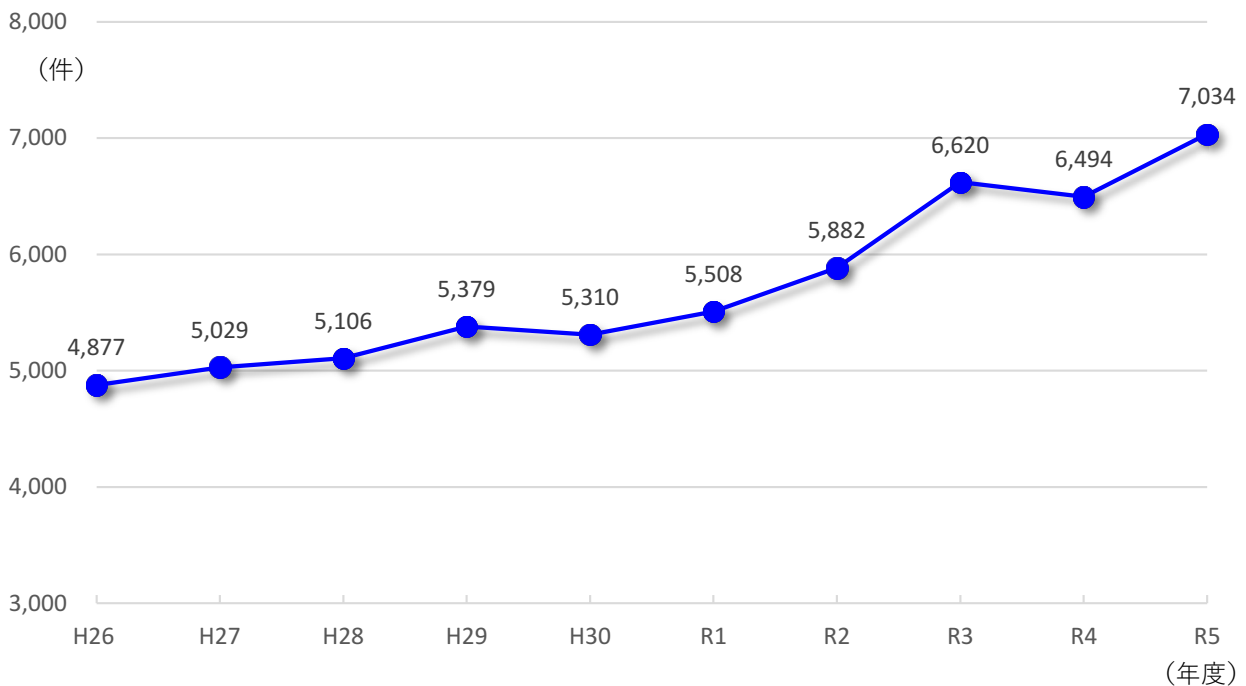
区分		期首人口(人)	期間死亡者数(人)	年平均死亡者数(人)
2020 年	(2020～2024)	493,940	30,772	6,154
2025 年	(2025～2029)	478,156	32,701	6,540
2030 年	(2030～2034)	459,365	34,201	6,840
2035 年	(2035～2039)	439,227	34,498	6,900
2040 年	(2040～2044)	418,377	33,722	6,744
2045 年	(2045～2049)	397,796	32,798	6,560
2050 年	(2050～2054)	377,297	33,187	6,637
2055 年	(2055～2059)	353,064	32,487	6,497
2060 年	(2060～2064)	328,649	33,451	6,690
2065 年	(2065～2069)	302,529	32,087	6,417

3. 年間火葬件数の推計

(1) 既存斎場の火葬件数の推移

本市全体の火葬件数（平成 26 年度から令和 5 年度まで）は、以下のとおりです。平成 26 年以降、高齢化の影響により、火葬件数は年々増加傾向にあります。個別の斎場においても、火葬件数は年々増加傾向にあり、特に平成 30 年から令和 4 年にかけて長瀬斎場を再整備したこともあり、火葬炉に大きな負担をかけながら運転を続けています。

< 火葬件数の推移(本市全体) >



< 火葬件数の推移(既存斎場別) >

	長瀬斎場	小阪斎場	楠根斎場	岩田斎場	今米斎場	額田斎場	荒本斎場	合計
H26 年度	1,197	1,390	698	320	507	744	21	4,877
H27 年度	1,164	1,412	786	321	491	823	32	5,029
H28 年度	1,271	1,507	514	458	555	778	23	5,106
H29 年度	1,249	1,444	934	364	538	832	18	5,379
H30 年度	0	2,082	1,216	701	155	1,127	29	5,310
R1 年度	0	2,060	1,432	714	0	1,259	43	5,508
R2 年度	0	2,110	1,417	840	0	1,294	221	5,882
R3 年度	0	2,277	1,503	1,060	0	1,423	357	6,620
R4 年度	494	2,283	680	1,121	0	1,497	419	6,494
R5 年度	1,597	1,752	898	1,042	0	1,356	389	7,034

※今米斎場は、平成 30 年度中頃から稼働停止しており、令和 5 年度末に廃止

(2) 年間火葬件数の算定方法

本市全体の将来の年間火葬件数は、「火葬場の建設・維持管理マニュアル」より、以下の式にて算定します。

< 年間火葬件数の算定式 >

$$\text{年間火葬件数} = (\text{①管内年間死亡者数}) \times (\text{②火葬率}) \times (\text{③持込率}) \div (1 - \text{③管外率})$$

※火葬率＝葬送の方法として火葬を行う割合、管内＝東大阪市内、管外＝東大阪市内外と定義

① 管内年間死亡者数

本市の年間死亡者数は、2. 将来死亡者数の推計で算定した数値とします。

② 火葬率

日本環境斎苑協会の統計資料より、令和元年度、令和2年度における本市の火葬率は100%となっていることから、火葬率は100%とします。

③ 持込率及び管外率

持込率は、管内年間死亡者数のうち本市で火葬された割合で、管外率は、市外在住者の火葬件数の割合となります。長瀬斎場が令和5年1月から供用開始していることから、令和5年度における実績値を採用し、持込率は94.2%、管外率は14.9%と設定します。

< 持込率及び管外率 >

	死亡者数(A)	火葬件数(B) (C + D)	火葬件数内訳		持込率 (C/A)	管外率 (D/B)
			市内在住者(C)	市外在住者(D)		
R5 年度	6,356	7,034	5,987	1,047	94.2%	14.9%

(3) 年間火葬件数の算定

以上により、本市における将来の火葬件数は以下のとおりです。2065 年まで現状よりも多い件数で推移していきます。そのため、ピーク時に対応可能な火葬炉数を整備することが必要です。

< 年間火葬件数の推移 >

	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060	2065
死亡者数	6,154	6,540	6,840	6,900	6,744	6,560	6,637	6,497	6,690	6,417
火葬件数	6,811	7,238	7,570	7,636	7,464	7,259	7,345	7,191	7,404	7,102

4. 必要火葬炉数の算定

(1) 必要火葬炉数の算定方法

理論的必要火葬炉数は、「火葬場の建設・維持管理マニュアル」を参考に、以下に示す式を用いて算定します。斎場における火葬件数は年間で一定ではないため、1年のうち火葬件数の集中する日（火葬集中日）を想定し、その日に必要な火葬炉数（理論的必要火葬炉数）を算定します。

< 理論的必要炉数の算定式 >

$$\begin{aligned}
 \text{理論的必要炉数} &= \frac{\text{(集中日の火葬件数)}}{\text{(1基1日あたりの平均火葬件数)}} \\
 &= \frac{\text{(日平均取扱件数)} \times \text{(火葬集中係数)}}{\text{(1基1日あたりの平均火葬件数)}} \\
 &= \frac{\text{(①年間火葬件数)} \div \text{(②稼働日数)} \times \text{(③火葬集中係数)}}{\text{(④1基1日あたりの平均火葬件数)}}
 \end{aligned}$$

① 年間火葬件数

本市全体における年間火葬件数は、前頁で算定した数値とします。

② 稼働日数

1月1日のみを休場日として、年間稼働日数は364日と設定します。

③ 火葬集中係数

火葬件数は、死亡者数が増加する冬季期間や地域の慣習などにより、一年のうち特定日に集中する傾向があります。火葬集中日の火葬件数と平均的な日の火葬件数の比を火葬集中係数といいます。火葬集中係数を算定することで、火葬集中日の想定火葬件数を算出します。

火葬集中係数は、令和元年度から令和5年度における既存斎場の実績値より算定します。この際に、火葬炉数が過大とならないように、火葬件数の多い日の上位3～5%を除外した稼働日の火葬件数を想定日最多件数とします。本市において、火葬件数及び日平均取扱件数は増加傾向にあるため、火葬集中係数は令和5年度の実績値の1.45とします。この場合、火葬需要ピーク時における火葬件数は、30.4件となります。

< 火葬集中係数の算定(年間稼働日数 364日) >

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	平均
火葬件数	5,508	5,882	6,620	6,494	7,034	6,308
日平均取扱件数 (A)	15.13	16.16	18.19	17.84	19.27	17.31
想定日最多件数 (B)	20.00	22.00	24.00	26.00	28.00	24.00
火葬集中係数 (B/A)	1.32	1.36	1.32	1.46	1.45	1.38

④ 1基1日あたりの平均火葬件数

「火葬場の建設・維持管理マニュアル」では、集中日における1基1日あたりの平均火葬数は1.0～3.0件の範囲で設定されることが多いとされています。また、炉メーカーは、1基1日あたりの火葬件数2.0件を推奨しています。

既存斎場における1基1日あたりの火葬件数（最大値）は、下表のとおり1.60となっており、これは大阪府下における各斎場の火葬炉1基あたりの1日の火葬件数の最大値1.40（令和2年度実績値）と比較して高い稼働率となっています。ただし新斎苑においては、最新の火葬炉設備の導入や平面計画の工夫などにより、現状より効率の良い運用が可能となると想定されることから、集中日に1基1日あたり2.0件の火葬を行うことは十分可能であると考えます。

火葬炉数の算定にあたっては、ピーク時において1基1日あたりの火葬件数を増やして対応するという考え方もありますが、平均火葬件数を増やすと火葬炉にかかる負担が増大し、メンテナンス周期が短くなり、ランニングコストの増大につながります。

下表のとおり、近郊地域における直近の先行事例において、回転数の平均値は2.07件/基（計画時点）となっており、1基1日あたりの回転数を2.0件と設定することは妥当であるといえます。

以上により、1基1日あたりの平均火葬件数は2.0件とします。

<1基1日あたりの火葬件数(R5.1)>

	火葬炉数	最大火葬 可能件数	1日あたりの火葬件数		1基1日あたりの火葬件数	
			平均値	最大値	平均値	最大値
長瀬斎場	4基	8件	6.10件	8件	1.53	2.00
小阪斎場	5基	7件	5.83件	6件	1.17	1.20
楠根斎場	3基	6件	4.14件	5件	1.38	1.67
岩田斎場	3基	5件	4.30件	5件	1.43	1.67
額田斎場	3基	6件	4.60件	6件	1.53	2.00
荒本斎場	2基	3件	2.21件	3件	1.11	1.50
合計	20基	35件	26.03件	30件	1.30	1.60

<先行事例における火葬炉の回転数（計画時点）>

区分	策定年度	回転数	集中係数
岸和田市・貝塚市新斎場整備基本計画（大阪府）	2020年	2.0	1.75
亀岡市新火葬場整備基本計画（京都府）	2019年	2.0	2.00
神戸市鶴越斎場建替計画（兵庫県）	2022年	2.5	1.60
御所市火葬場基本計画（奈良県）	2020年	1.0	2.00
飯盛霊園組合斎場建替計画（大阪府）	2023年	2.0	1.35
奈良市新斎苑基本計画（奈良県）	2016年	2.0	1.50
（仮称）草津栗東火葬場整備基本計画	2023年	3.0	1.83
平均		2.07	1.72

(2) 予備炉の算定

「火葬場の建設・維持管理マニュアル」において、メンテナンス等を考慮して予備炉を1基以上加算する必要があるとされています。ただし、本市における死亡者数及び火葬件数のピークは2035年から2039年までと想定されており、その後高い数値を保ちつつも、人口減少に伴い死亡者数も緩やかに減少することが想定されることから、新斎苑には予備炉の設置は見込まず、火葬炉故障時やメンテナンス時については、運用上の工夫で対応していきます。

(3) 必要火葬炉数の算定

ここまで設定した条件・数値などを踏まえ、将来的に必要な火葬炉数を算定します。2035年から2039年までのピーク時において、1基1日あたりの平均火葬件数を2.0件とした場合、本市全体での理論的必要火葬炉数は16基、新斎苑の理論的必要火葬炉数は12基となりました。

死亡者数はあくまでも推計値であることから、将来的な火葬炉数の不足を避けるために、また回転数増加による火葬炉にかかる負担・メンテナンス費用が増加しにくい炉数設定が必要です。1基1日あたりの平均火葬件数を多くすることで、炉数を少なくすることはできますが、2040年から2065年までにかけて余裕のない火葬スケジュールとなるため、大規模災害発生時など短期間で死亡者数が増大した場合、火葬待ちが発生する恐れがあります。

令和5年度の火葬待ち状況としては、年間平均日数が3.00日となっており、特に死亡者数が多くなる冬季（令和6年1月）では平均3.64日の火葬待ちが発生しています。ただし実情としては、時間帯によっては火葬希望が集中（昼頃を希望する場合、一週間予約が取れないなど）するなど、データに現れない火葬待ちが発生している可能性もあります。

大規模災害発生時における死亡者数の増加、火葬待ちへの対策として、新斎苑では、1基1日あたりの平均火葬件数は2.0件、必要な火葬炉数は12基とします。

<必要火葬炉数の算定>

区分		死亡者数推計	年間火葬件数	理論的必要火葬炉数	
				1基1日あたりの平均火葬件数	
				回転数 2.0	
				市全体	新斎苑
2020年	(2020～2024)	6,154	6,811	14	10
2025年	(2025～2029)	6,540	7,238	15	11
2030年	(2030～2034)	6,840	7,570	16	12
2035年	(2035～2039)	6,900	7,636	16	12
2040年	(2040～2044)	6,744	7,464	15	11
2045年	(2045～2049)	6,560	7,259	15	11
2050年	(2050～2054)	6,637	7,345	15	11
2055年	(2055～2059)	6,497	7,191	15	11
2060年	(2060～2064)	6,690	7,404	15	11
2065年	(2065～2069)	6,417	7,102	15	11

(4) 先行事例との比較検証による妥当性の確認

本市と比較的に人口規模の近い自治体との比較により、火葬炉数の設定の妥当性を検証します。

火葬炉数 1 基あたりの人口について、平均で 30,843 人/炉となっています。新斎苑の火葬炉数 12 基とした場合、本市における火葬炉数 1 基あたりの人口は 29,856 人/炉となることから、過剰な火葬炉数ではないことがわかります。

< 他自治体における火葬炉数 >

自治体	人口	火葬炉数	人口/炉数	備考
奈良市	347,187	11	31,562	
大津市	343,600	11	31,236	火葬炉数は市内斎場の合計数
枚方市	392,328	12	32,694	
松山市	498,105	19	26,216	火葬炉数は市内斎場の合計数（計画数も含む）
和歌山市	352,941	13	27,149	
富山市	403,757	12	33,646	
岐阜市	399,127	15	26,608	
宮崎市	394,053	12	32,838	
宇都宮市	511,957	16	31,997	
豊橋市	366,089	12	30,507	
川越市	352,805	12	29,400	
いわき市	317,108	9	35,234	
郡山市	318,711	10	31,871	
平均	384,444	13	30,843	
東大阪市	477,700	16	29,856	火葬炉数は新斎苑と長瀬斎場の合計数

※各自治体 HP より令和 7 年 1 月 1 日（一部令和 6 年 12 月末）時点の人口を掲載

(5) 汚物炉について

楠根斎場には産汚物を火葬する汚物炉が 1 基整備されています。新斎苑では、火葬集中日を避けることにより通常の火葬炉での対応が可能と考えられることから、汚物炉は設置しない方針とします。

(6) 動物炉について

東大阪都市清掃施設組合において亡くなった犬・猫などの小動物を火葬するための専用炉が設けられているほか、市内にはペット火葬を行う業者を複数確認できます。そのため、新斎苑に動物炉を整備する必要性は低いと考えます。

第4章 建設候補地の選定経緯

1. 建設候補地選定の基本的な考え方

新斎苑の建設計画では、まず建設候補地の選定を行う必要があります。新斎苑の建設候補地に関しては、用地の取得、土地造成等について各種の関係法令の適用を受けることとなり、さらに、斎場は市民が利用するため、利便性の高い施設であることが求められます。

新斎苑の建設候補地選定にあたっては、関係法令、自然環境条件、社会環境条件及び道路交通条件などの整理を行い、建設候補地として適しているかどうかの検討・評価を実施したうえで、各種の条件を考慮して建設候補地の選定を行う必要があります。

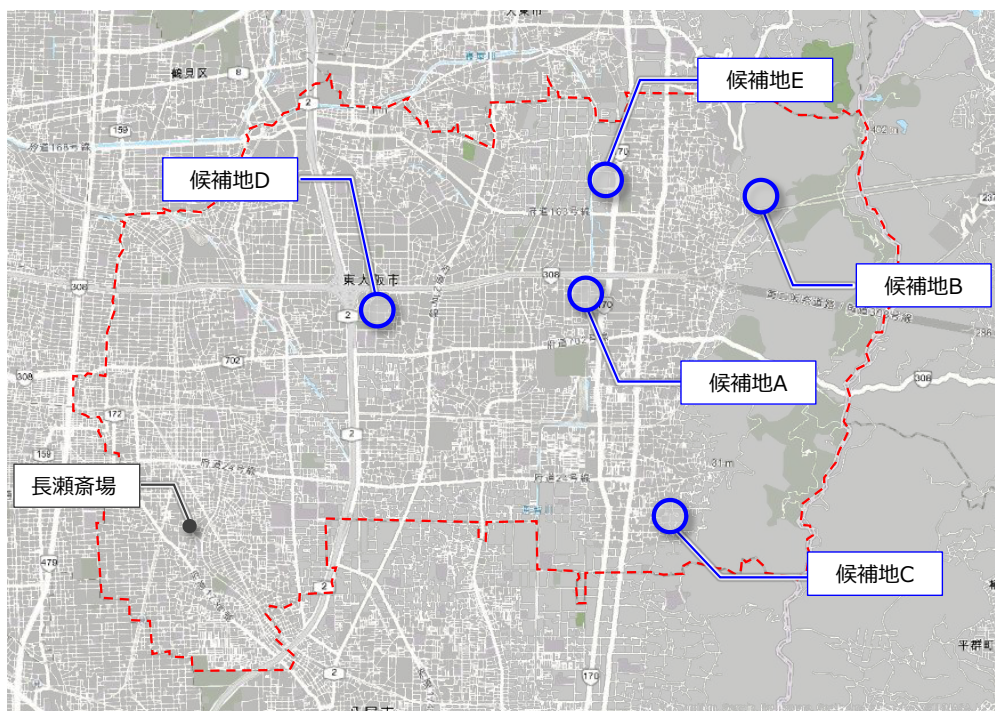
なお、新斎苑の建設候補地については「東大阪市斎場整備基本構想（改訂版）」において検証のうえ決定していますが、基本構想においては選定条件等についてより詳細な整理をしていきます。

2. 建設候補地の抽出

市有地もしくは公有地から、以下に示すとおり、5つの建設候補地を抽出しました。

< 建設候補地の概要 >

候補地	地区	面積
候補地 A	中地区	約 3,000 m ²
候補地 B	東地区	約 200,000 m ²
候補地 C	東地区	約 5,000 m ²
候補地 D	西地区	約 3,000 m ²
候補地 E	東地区	約 22,000 m ²



3. 建設候補地の選定条件

抽出した建設候補地について、以下に示す多角的な視点により比較・検討を行います。

< 建設候補地選定の基本条件 >

番号	選定条件	備考
(1) 関係法令への適合		
①	関係法令に適合していること	・土地利用の観点より、斎場の立地条件として合致すべき条件 ・「都市計画法」、「建築基準法」、「墓地、埋葬等に関する法律」
②	住居系用途地域ではないこと	・土地利用の観点より、斎場の立地条件として合致すべき条件 ・用途地域が「準工業地域」「工業地域」「工業専用地域」「市街化調整区域」 ・「都市計画法」
③	100m 以内に住宅が比較的少ないこと	・良好な住環境の確保 ・「東大阪市墓地、埋葬等に関する法律施行条例」
(2) 敷地の条件		
①	十分な広さを有する敷地であること	・「建設設計資料 46 葬祭場・納骨堂」（建築資料研究所） ・運営に支障のない敷地の確保 ・周辺住民に親しみを持ってもらえる空間
(3) アクセス条件		
①	敷地までのアプローチ動線を有すること	・進入道路整備の必要性
②	主要道路及び広域交通拠点からアクセスしやすいこと	・遠方からの遺族の利便性向上のため ・主要道路、高速道路 IC からの距離、鉄道駅からの距離
(4) 災害時の機能維持		
①	災害に対して危険性が低いこと	・東大阪市防災ハザードマップ（洪水、土砂災害、ため池） ・「東大阪市地域防災計画」
②	「大阪府広域火葬計画」に適合していること	・災害発生時の車両アクセスの容易さ ・「大阪府広域火葬計画」 ・「東大阪市地域防災計画」
(5) その他（経済性、工事の容易さ等）		
①	ライフラインの整備状況	・電気、水道、ガスなどライフラインの敷設状況
②	用地買収等による遅延の恐れがないこと	・公有地、民有地にかかわらず、円滑に用地取得可能かどうか
③	埋蔵文化財包蔵地に指定されていないこと	・埋蔵文化財包蔵地に指定されていないか ・「ひがしおおさか e～まちマップ」

(1) 関係法令への適合

① 関係法令に適合していること

火葬場に関する法律として、「墓地、埋葬等に関する法律」があり、火葬場の設置位置は、「都市計画法」、「建築基準法」の2法によって規定されています。火葬場は、都市計画法第11条の都市施設として位置づけられており、建築基準法第51条で、施設の必要規模、位置、区域などを都市計画で決定することが原則とされています。建設候補地の選定にあたり、これら関係法令に適合していることが求められます。

② 住居系用地地域ではないこと

近年の火葬炉では、技術の革新により環境性能が格段に向上し、大気汚染など周辺環境へ与える影響はほとんどありませんが、斎場の立地条件としては、住居系の用途地域は避けて、「準工業地域」「工業地域」「工業専用地域」「市街化調整区域」が望ましいと考えています。

③ 100m以内に住宅等が比較的小さいこと

「東大阪市墓地、埋葬等に関する法律施行条例」第10条において、火葬場の設置場所及び構造・設備の設置基準が示されています。その中で、火葬場は原則として、住宅・病院、児童養護施設などから100m以上離れた敷地に建設しなければならないとされています。

(2) 敷地の条件

① 十分な広さを有する敷地であること

「建設設計資料 46 葬祭場・納骨堂」（建築資料研究所）において、概略敷地面積の試算例が示されており、それに基づき新斎苑に必要な敷地面積を算定します。試算例では、「式場部門の有無」及び「市街地または郊外地」の4つのケースが示されており、新斎苑における必要火葬炉数を12基とした場合の必要敷地面積は下表のとおりです。本市の大半は市街地であり、また式場機能が設置されている既存斎場が小阪斎場及び荒本斎場のみであることから、「式場なし：市街地」のパターンにおける算定面積18,500㎡を、新斎苑に必要な敷地面積の参考値とします。

＜概略敷地面積の算定＞			
パターン		火葬炉数	資料より算定した参考値
式場あり	市街地	12 基	21,500 ㎡
	郊外地		49,700 ㎡
式場なし	市街地		18,500 ㎡
	郊外地		46,000 ㎡

※「建設設計資料 46 葬祭場・納骨堂」（建築資料研究所）における火葬炉数2～10基の規模を参考として算定

(3) アクセス条件

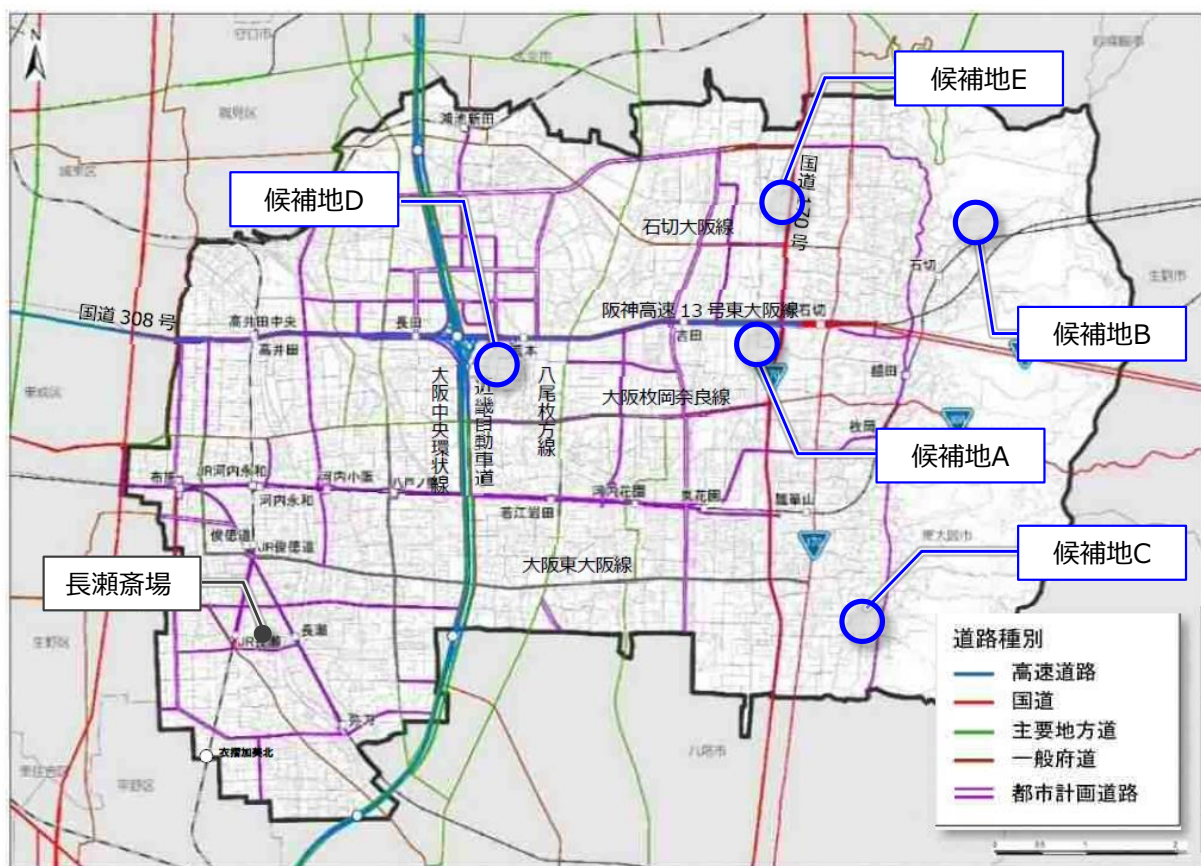
① 敷地までのアプローチ動線を有すること

斎場は、利用者の車両やマイクロバス、霊柩車などの車両が敷地まで安全かつ快適にアプローチでき、また将来的なメンテナンス・更新のため大型車両がアクセスできる動線が必要です。敷地までのアプローチ道路の新設もしくは改良が必要となる場合、整備費やスケジュールに与える影響を考慮しなければいけません。また斎場を新たな敷地に建設する場合、車両の通行によって近隣に与える影響についても配慮が必要です。

② 主要道路及び広域交通拠点からアクセスしやすいこと

市民サービスの視点として、建設候補地は、主要道路からの交通アクセスが容易であることが重要です。また遠方からの遺族や会葬者の利便性向上のため、高速道路インターチェンジや鉄道駅からのアクセスも考慮しなければいけません。「東大阪市総合交通戦略」に示されている道路交通網及び鉄道網は以下のとおりです。

< 東大阪市の道路網 >



※東大阪市総合交通戦略より

		東大阪市	全国平均	人口30万人以上平均
面積 (km ²)	面積	62	217	410
	可住地面積	52	71	212
	DID面積	49	15	86
鉄道	鉄道駅数	26	6	47
	可住地面積あたり駅数	0.50	0.08	0.22

※東大阪市総合交通戦略より

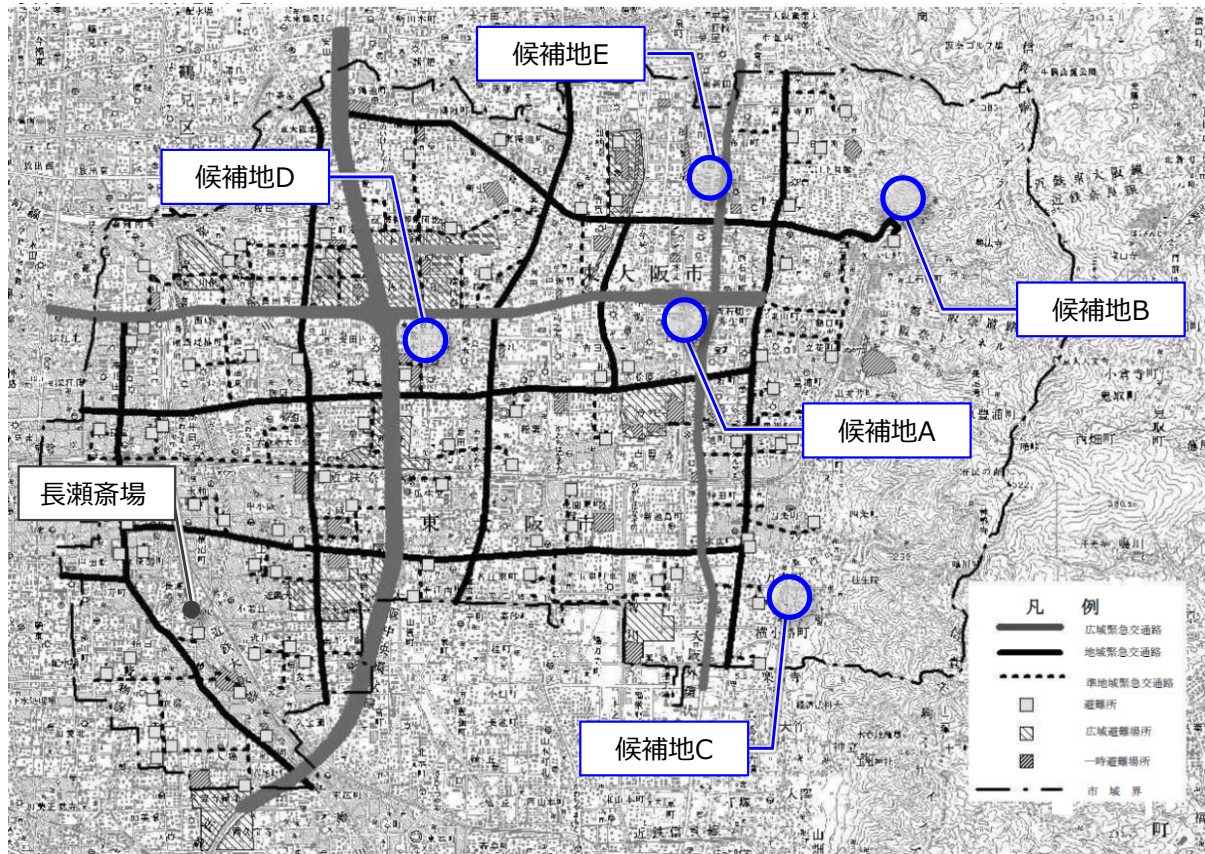
① 災害に対して危険性が低いこと

本市東部の生駒山は、土砂災害警戒区域に指定されている区域が多く、災害の危険性が高いエリアであり、斎場の敷地として適しているといえません。

② 「大阪府広域火葬計画」に適合していること

大規模災害発生時でも、新斎苑において火葬が可能となるように、また被災市町村から受け入れが可能となるように、新斎苑の建設位置は緊急交通路からのアクセスを考慮することが重要です。

<東大阪市 地域緊急交通路>



※東大阪市地域防災計画より

(5) その他(経済性、工事の容易さ等)

① ライフラインの整備状況

建設候補地周辺まで、電気、水道、ガスが敷設されていない場合、引き込み工事のため整備費が増大する恐れがあります。また、配線・配管の延長距離によっては、整備スケジュールに影響を与える可能性もあるため、これらを考慮して建設候補地を選定することが必要です。

② 用地買収等による遅延の恐れがないこと

2035年から2039年にかけて火葬需要のピークを迎えるため、新斎苑建設の早期実現が求められています。新斎苑の建設候補地として、用地買収や大規模な土地の造成を要するような土地、また都市公園に位置づけされている公園等においては、その機能の代替を要することから、候補地として適しているとはいえません。

③ 埋蔵文化財包蔵地に指定されていないこと

建設候補地が埋蔵文化財包蔵地に指定されている場合、遺跡の発掘調査が必要となる場合があります。発掘調査には、時間を要するため新斎苑の整備スケジュールに与える影響を考慮しなければいけません。

4. 建設候補地の比較評価

抽出された5つの建設候補地について、選定条件に基づき比較・評価した結果を以下に整理します。

< 建設候補地の比較・検討 >

番号	選定条件	候補地 A	候補地 B	候補地 C	候補地 D	候補地 E
(1) 関係法令への適合						
①	関係法令に適合していること	△	○	△	△	○
②	住居系用途地域ではないこと	○	×	×	×	○
③	100m 以内に住宅が比較的小さいこと	△	△	×	×	○
(2) 敷地の条件						
①	十分な広さを有する敷地であること	×	○	×	×	○
(3) アクセス条件						
①	敷地までのアプローチ動線を有すること	○	×	×	○	△
②	主要道路及び広域交通拠点からアクセスしやすいこと	○	△	×	○	△
(4) 災害時の機能維持						
①	災害に対して危険性が低いこと	○	×	×	○	○
②	「大阪府広域火葬計画」に適合していること	○	×	×	○	○
(5) その他(経済性、工事の容易さ等)						
①	ライフラインの整備状況	○	△	○	○	○
②	用地買収等による遅延の恐れがないこと	△	×	×	△	△
③	埋蔵文化財包蔵地に指定されていないこと	○	×	×	○	○

5. 新斎苑の建設候補地の選定

上記により、「候補地 E (布市・中石切エリア)」を新斎苑建設の最適地と評価し、建設候補地として選定します。

「候補地 E (布市・中石切エリア)」は市街地であるため、斎場の運営に支障のない面積を確保することに加えて、周辺住民の方々に親しみを持ってもらえるスペースを確保することが重要です。斎場利用者にとっては、厳粛かつ静謐な空間で故人とお別れができるよう周辺環境と非日常空間を切り離す空間、また周辺住民にとっては、親しみを持って憩いの場として活用できる空間が必要です。そのため、斎場敷地として必要な面積である 18,500 m² (p.29 参照) に加えて、ゆとりある敷地面積を確保する方針とします。

6. 周辺環境への配慮

(1) 斎場の建設場所と外観イメージ

近年の斎場においては、市街地や居住地近くで建設される事例も増えてきています。これは、斎場が故人と最後のお別れをする場所であり、少しでも多くの遺族や会葬者が集まりやすいように、居住地から離れた場所ではなく市街地や居住地近くで建設されているためです。

また最近の斎場の外観は、ネガティブイメージの要因の一つである煙突が少なくなり、美術館のような外観や周辺環境と調和させる等、建物の外観イメージの刷新が図られています。一見すると斎場とはわかりにくい建物となってきていることから、立地場所の制限が少なくなっている傾向にあるといえます。

新斎苑では、斎場が本来持つべき別れの間、葬送の間としての機能に加えて、施設利用者と周辺住民の双方にとって望ましい施設とすることが重要であり、建物だけではなく周辺環境も含めて検討していく必要があります。

(2) 生活環境影響調査

近年では技術の革新により、火葬炉設備の環境性能は格段に向上していますが、新斎苑の整備にあたっては、建設候補地の周辺環境保全の観点から、火葬炉から発生する物質が、周辺環境にどのような影響を及ぼすかについて、予測を行います。大気質、騒音・振動、悪臭などについて、建設候補地のバックグラウンド値を把握するために周辺の環境調査を実施し、斎場の建設によって周辺環境に影響を及ぼさないかチェックすることが必要です。

第5章 基本理念・基本方針

1. 前提となる考え方

新斎苑整備にあたり、老朽化の進行や環境性能の低下など既存斎場の課題を解決するとともに、将来の火葬需要の増加に対応可能な斎場が求められています。また、新斎苑は市街地での建設を想定しているため、建設候補地周辺の住民・事業所の皆様にとって、親しみを持ってもらえるような施設を整備することが重要です。

基本理念・基本方針を検討するにあたり、必要となる考え方を以下のとおり整理します。

<前提となる考え方>

□ 既存施設が抱える課題の解決

- | | | |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 施設・設備の老朽化② 火葬炉設備の老朽化③ 災害時対応への懸念④ 利用面での課題⑤ 管理運営面での課題⑥ スペースの不足 |  | <ul style="list-style-type: none">● 施設・設備ともに老朽化が深刻であるため、将来の火葬需要増加に対応可能な施設の早期整備が求められています。● 災害発生時でも安全性の高い施設が必要です。● 利用者の心情やユニバーサルデザインに配慮した施設整備につとめる必要があります。● 管理・運営がしやすいよう、作業環境の改善および必要なスペースの確保が必要です。 |
|---|---|--|

□ 建設候補地周辺への配慮

- | | | |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 周辺環境への配慮② 周辺景観との調和③ 周辺交通への影響緩和 |  | <ul style="list-style-type: none">● 周辺環境に影響を与えない火葬炉や集塵設備の設置するとともに、施設イメージなど周辺景観に配慮した施設が必要です。● 新斎苑整備による交通量の増加に伴う周辺交通への影響を抑えた施設計画が求められています。 |
|--|---|---|

□ 最近の斎場整備における配慮すべき動向

- | | | |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 環境性能に優れた火葬炉設備の導入② 災害時の機能維持③ 葬送形態の多様化 |  | <ul style="list-style-type: none">● 環境性能に優れた火葬炉設備の導入が必要です。● 災害発生時にライフラインが途絶した場合でも、機能維持可能な体制・対策を十分に考慮した施設とする必要があります。● 葬送形態の多様化に配慮した施設整備に努める必要があります。 |
|--|---|--|

【参考】ワークショップ意見（2024年7月20日実施） テーマ：新斎苑に希望すること

- ・新斎苑整備による渋滞を引き起こさないようにしてほしい。
- ・従来の火葬場としてのイメージを払拭しつつ、斎場らしくない建物としてほしい。
- ・周囲からはなるべく目立たないように、公園のような感じにしてほしい。
- ・駐車場から新斎苑の火葬場までは、バリアフリーとしてください。
- ・将来の社会情勢の変化などに対応できる余裕のある設計としてほしい。
- ・新斎苑稼働後も、水質・音・臭い・振動の検査を行い、しっかりとモニタリングを行ってほしい。

2. 基本理念・基本方針

前提となる考え方に基づき、新斎苑整備における基本理念・基本方針を設定します。

～新斎苑の基本理念～

**自然と産業が共存するこの地に調和し
人・地域・環境をやさしく包み込む新たな斎苑**

～新斎苑の基本方針～

1. 地域に寄りそい、周辺住民が日常的に親しみを持てる施設

- 新斎苑の外観は、斎場としてのイメージ払拭を目指して魅力あるデザインとするとともに、緑地などの緩衝空間により敷地外から見えにくくするなど、周辺景観に配慮します。
- 周辺住民・事業所の方々が親しみをもち日常的に集える空間となるよう、憩いのスペースを計画します。

2. 最新技術の導入による周辺環境・地球環境にやさしい施設

- 火葬炉設備は、高度な環境基準を設定し、環境性能に優れた最新設備を導入することで、周辺環境に配慮します。
- 省エネルギー化や太陽光などの再生可能エネルギー導入など、地球環境にやさしい施設とします。

3. 故人の旅立ちの場としてふさわしく、遺族・会葬者に配慮した静穏で安らかな空間

- 故人の旅立ちの場としてふさわしい、厳かで落ち着きのある空間とします。
- 静穏な環境で安らかに故人をお見送りできる空間となるよう、遺族や会葬者の心情に配慮した計画とします。
- 葬送行為の多様化や小規模化に対応できる施設とし、スムーズな利用やプライバシーの確保など、質の高いサービスを提供します。

4. 誰もが安心して利用できる、ひとにやさしい施設

- 関係法令に準拠するとともに、誰もが安心して利用できるユニバーサルデザインに配慮した施設とします。
- 屋外・屋内空間ともにバリアフリーに配慮した計画とします。

5. 災害発生時でも安全で、継続して機能を発揮できる施設

- 発生が想定される災害に対して、十分な耐震性能を持たせるなど、安全な施設づくりに努めます。
- 災害発生時においても、稼働停止することなく継続的に機能が発揮できる施設を目指します。

6. 長期的な利用を見据えて、経済性・効率性に配慮した管理運営のしやすい施設

- 管理・運営のしやすい火葬炉設備の導入等、長期的な利用を見据えた施設づくりにより、経済性・効率性に貢献します。
- 将来の葬送形態を見据えて、柔軟な対応ができる施設を目指します。
- 日常的な保守管理のしやすさに配慮するとともに、将来的な修繕・更新にも対応できる施設とします。

第6章 新斎苑の必要機能・規模

1. 施設機能及び諸室の検討

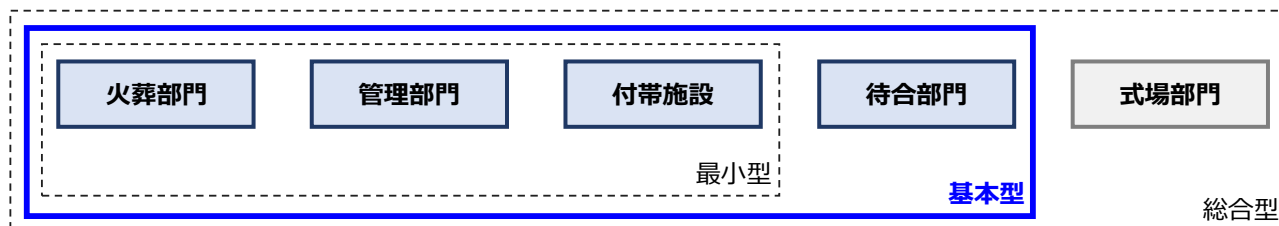
(1) 施設機能構成

新斎苑に導入する施設機能及び諸室について整理します。斎場は大きく分けて、火葬部門、管理部門、待合部門、式場部門の4部門と駐車場などの付帯施設によって構成されています。

機能上必要不可欠な火葬部門及び管理部門、駐車場などの付帯施設が併設された構成が火葬を行うための最小規模（最小型）となります。火葬部門と管理部門のほか、火葬終了までの会葬者の待機スペースとなる待合部門を併設した構成が斎場の基本型となります。さらに告別式・通夜式が行える式場部門を加えたものが、総合型の施設構成となります。

式場部門の設置に関しては、市内に民間葬儀ホールが多数整備されていることや、既存斎場（小阪斎場及び荒本斎場）における式場（葬儀場）の利用率が低いことから、公共サービスとして式場を整備する必要性が低いと考えられます。また、告別式・通夜式へ会葬される車両など、交通量が大幅に増加することとなり、周辺交通への影響が懸念されます。以上により、式場部門は整備しない方針として、新斎苑は基本型にて施設整備を行うこととします。

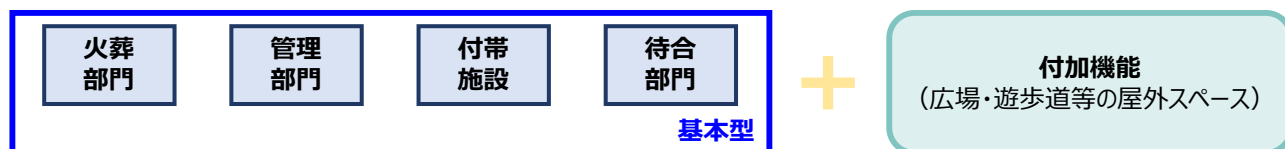
< 斎場の施設構成イメージ >



(2) 付加機能

新斎苑では、周辺住民・事業所の方々に親しみを持ってもらえるよう、市民が日常的に集える憩いの空間を整備します。ワークショップでの意見を踏まえて、市民が施設に親しみを持ち、多目的に活用できる付加機能（広場・遊歩道などの屋外スペースなど）を整備します。

< 新斎苑の施設構成イメージ >



(3) 各部門の構成

先行事例や「火葬場の建設・維持管理マニュアル」より、部門別の諸室の一般的な構成は下表のとおりです。

<基本型の施設構成と主な諸室>

火葬部門	管理部門	待合部門	付帯施設	付加機能
エントランスホール 告別室 収骨室 炉前ホール 霊安室 炉室 炉室機械室 制御室 残骨灰・飛灰処理室 台車庫・倉庫	事務室 会議室（多目的室） 職員休憩室 更衣室 倉庫 機械室・電気室	待合ホール 待合室 トイレ・給湯室 施設利用者更衣室 売店・自販機コーナー	構内通路 駐車場 環境緑地	周辺住民・事業所のためのスペース

2. 各部門の基本的機能

(1) 火葬部門

火葬部門は直接火葬に係る機能で、エントランスホール、告別室、収骨室、炉前ホール、霊安室、炉室、炉室機械室、制御室、残骨灰・飛灰処理室、台車庫・倉庫等から構成されます。

① エントランスホール

- ・斎場における一連の連続した儀礼（到着→告別→入炉→待合→出炉→収骨→退出）の中で、会葬者が次の行動のために通過する空間です。
- ・一時的に多数の会葬者が集中することを考慮したゆとりのある空間が望ましいです。
- ・他の会葬者と交錯することのないよう、動線計画の工夫が必要です。

② 告別室、収骨室、炉前ホール

- ・告別室は、火葬の前に柩を安置し、最後のお別れを行う場所です。
- ・収骨室は、会葬者が遺骨と初めて対面して、焼骨を骨壺に収める場所です。
- ・炉前ホールは、火葬炉へ柩を納めることを確認するためのスペースです。
- ・告別室は、同一時間帯の告別数（受付件数）と同数が必要であり、また告別室と収骨室は同数であることが望ましいです。
- ・告別室や収骨室、炉前ホールは、故人との最後のお別れの場として、斎場において最も重要な空間となることから、他の会葬者の動線や視線が気にならない空間構成とします。
- ・会葬者が全員集まるための十分な広さの確保や静穏な環境が求められます。

③ 霊安室

- ・ 柩を一時的に保管する場所です。霊安室は、「東大阪市墓地、埋葬等に関する法律施行条例」において設置が求められています。
- ・ 火葬待ちの遺体や無縁の遺体を一定期間保管する必要があることから、霊安室の設置を検討することとします。

④ 炉室、炉室機械室、制御室

- ・ 炉室は、遺体を火葬する場所であり、火葬炉の運転・管理を行います。
- ・ 炉室及び炉室機械室には火葬炉のほか、炉から排出される熱・ばい煙・臭気等を冷却・無煙化・無臭化するために、燃焼装置、強制排気装置などの機械設備が設置されています。
- ・ 制御室は、火葬炉の運転状況を監視・制御する場所です。炉室及び炉室機械室、制御室は、気温・湿度等良好な作業環境と十分な作業スペースを確保するなど職員の作業環境に十分に配慮します。
- ・ 火葬炉の整備に当たっては、耐久性の高い設備を導入して、火葬炉の運転による周辺環境への影響にも配慮します。
- ・ 日常的な点検・補修に加えて、将来の更新を見据えて十分な広さのメンテナンススペースを確保するとともに、大規模災害時等にも対応できる施設とします。

⑤ 残骨灰・飛灰処理室、台車庫・倉庫

- ・ 残骨灰・飛灰処理室は、収骨後の残骨灰を集積して、一時的に保管する場所です。
- ・ 残骨灰などを直接屋外に排出できるよう開口部の設置が必要となります。
- ・ 台車庫・倉庫は、炉内台車やその補修機材等を保管する場所です。

(2) 管理部門

管理部門は、事務室、会議室（多目的室）、職員休憩室、更衣室、倉庫、機械室・電気室などから構成されます。

① 事務室

- ・ 事務室は、火葬受付、火葬許可証の内容確認及び火葬済証明書の交付等を行うため、便利で分かりやすい位置に設けます。
- ・ 敷地内や建物内外での会葬者の動きや葬送行為の流れが把握しやすいように、車寄せやエントランスホールが見渡せて緊急時に対応できる位置に設置することが望ましいです。

② 会議室(多目的室)

- ・ 斎場来訪者や職員等との対応や打合せ、会議等を行う場所です。
- ・ 多目的室として計画し、火葬集中日には待合室としての利用や、大規模災害発生時の対応スペース、直葬や少人数の簡素な葬儀や宗教にとらわれないお別れ式の場合等に利用する可能性も含めて検討を行います。

(3) 待合部門

待合部門は、会葬者が火葬から収骨までの間、一時休憩を行う場所で、待合ホール、待合室、トイレ・給湯室、施設利用者更衣室、売店・自販機コーナー等から構成されます。

待合部門の計画にあたり、火葬炉数、会葬者数、火葬から収骨までの待合時間の過ごし方などから、構成や規模の検討を行います。待合ホールと待合室は、会葬者が一時的に休憩を行う空間として利用される他、遺族の悲しみを和らげ会葬者が故人を偲ぶ空間として、ゆとりある落ち着いた雰囲気が求められます。また、待合ホールや待合室では、地域の慣習によっては飲食する場合もあるので、給湯室や売店・自動販売機コーナーの設置を検討します。

身体障害者や高齢者の方、子ども連れの遺族など誰もが安心して利用しやすいよう、バリアフリーを徹底して、キッズスペースや授乳室の設置などユニバーサルデザインに配慮した計画とします。

① 待合ホール

- ・ 待合ホールは、待合室を利用されない方が時間を過ごす場所として、また会葬者全員の集合空間として利用できるよう、ゆとりのある空間とします。

② 待合室

- ・ 待合室は火葬終了までの間、会葬者が時間を過ごす場所です。
- ・ 近年では、待合室数は、清掃時間なども考慮して火葬炉の基数と同等数を設ける事例が多く、会葬者数によって一室の規模を検討します。
- ・ 会葬者数の変動に対応できるよう、また将来ニーズの変化に柔軟に対応できるよう、待合室間に可動間仕切りの設置を検討します。

(4) 付帯施設

付帯施設は、構内通路、駐車場、環境緑地等から構成されます。これら付帯施設は、身体障害者や高齢者、子ども連れの方が利用しやすいようユニバーサルデザインに配慮するとともに、儀式の場へ向かう空間として、建物と一体となって会葬者をやさしく迎え入れ、穏やかで尊厳な場となるよう工夫します。

① 駐車場

- ・ 駐車場は、会葬者用と管理・サービス用より構成されます。
- ・ 駐車場の配置は、新斎苑の建物から近接させた計画が望ましいです。
- ・ 管理・サービス用駐車場台数は、職員・作業員の人員配置計画や業務形態（業務委託等）から検討します。点検・補修や将来の更新などメンテナンスに必要なスペースを確保します。

② 構内通路

- ・ 構内通路は、進入路、車寄せ、管理サービス通路から構成されます。
- ・ 歩車分離など利用者の安全性に配慮するとともに、遺族・会葬者の動線と管理用動線は可能な限り分離して、分かりやすい動線計画となるよう工夫します。
- ・ 玄関前は、会葬者及び車両が短時間で集中するため、ゆとりある規模を確保します。

③ 環境緑地

- ・ 遺族や会葬者の心情に配慮して、非日常空間である新斎苑を周辺の生活環境から切り離す空間が必要であるため、建設候補地の周囲にはできる限り緑地帯を計画します。
- ・ 緑地帯は、新斎苑と周辺環境との緩衝帯や景観づくりの他に、防風、防音などの機能的側面もあわせもちます。
- ・ 四季折々の樹木・草花による景色は遺族や会葬者を和ませ安らぎを与える空間であるとともに、周辺住民・事業者にとっても親しみを持てる空間となることを目指します。
- ・ 外部からの視線を遮るとともに、周囲から新斎苑が目立たないように、建設候補地周辺には常緑樹等の植栽を行うことを検討します。

(5) 付加機能

付加機能として、先行事例では周囲に公園を整備して、公園内に健康器具や遊具などを設置しているケースもみられます。また、ワークショップにおいても、周辺整備についての意見・要望がありました。

以上により、付加機能として緑地ゾーンの整備を検討します。緑地ゾーンは、誰もが憩えるスペースとするために、遊歩道や健康器具、子ども向け遊具の設置などを検討することとします。また、より周辺住民や事業所の方々にとって親しみのある空間となるよう、恩智川や加納緑地・加納東公園等の周辺施設を含めた整備を検討します。新斎苑だけではなく周辺施設が一体となって、地域の魅力を相乗的に高めていけるよう検討を行います。

【参考】ワークショップ意見（2024年7月20日実施） テーマ：新斎苑に希望すること+地域課題

- ・ 周辺地域の価値が上がるように、加納東公園や恩智川沿いを有効活用してほしい。
- ・ 恩智川沿いに防犯灯を設置して、夜間でも安心してウォーキングできるようにしてほしい。

3. 必要規模の検討

(1) 告別室・収骨室・待合室の必要室数の検討

① 告別室・収骨室数

遺族や会葬者のプライバシーへの配慮や新型コロナウイルスなど感染症拡大の影響等による葬送行為の個別化に伴い、近年の整備事例において、告別室、炉前ホール、収骨室を集約して個室化する傾向がみられます。これら諸室の集約・個室化により、他の会葬者と交錯することなく、落ち着いた環境で故人とお別れをすることが可能です。2 炉ごとに 1 室の告別・収骨室を設ける事例が多いため、新斎苑でも必要火葬炉数 12 基に対して、6 室の告別・収骨室を設ける方針とします。

② 待合室数

新斎苑の必要火葬炉数 12 基とした場合、火葬集中日において、以下のようなタイムスケジュール(案)が想定されます。このタイムスケジュールにおいては、待合室は同一時間帯の稼動炉と同数必要となりますが、清掃時間なども考慮して火葬炉数と同数設置されることが多いです。新斎苑の待合室数は、必要火葬炉数と同数の 12 室設置する方針とします。

<火葬タイムスケジュール(案)>

□ 火葬の標準的タイムテーブルの設定条件

項目	時間	備考
告別時間	15分	「火葬場の建設・維持管理マニュアル」では、告別式から収骨までを1時間45分としているが、最近の事例では2時間とすることが多い。
火葬・冷却時間	1時間30分	
収骨	15分	
インターバル（清掃等）	30分以上	
開始時刻・終了時刻	10時00分～17時00分	

□ 火葬集中日のタイムテーブル例

火葬集中日のタイムテーブル例																								告別				火葬				冷却				収骨							
火葬炉		9時				10時				11時				12時				13時				14時				15時				16時				17時									
1号炉					告	火				冷	収					告	火				冷	収																					
2号炉										告	火					冷	収					告	火					冷	収														
3号炉						告	火				冷	収					告	火				冷	収																				
4号炉										告	火					冷	収					告	火					冷	収														
5号炉						告	火				冷	収					告	火				冷	収																				
6号炉											告	火					冷	収					告	火				冷	収														
7号炉					告	火				冷	収						告	火				冷	収																				
8号炉										告	火					冷	収					告	火					冷	収														
9号炉						告	火				冷	収					告	火				冷	収																				
10号炉										告	火					冷	収					告	火					冷	収														
11号炉						告	火				冷	収					告	火				冷	収																				
12号炉											告	火					冷	収					告	火				冷	収														
利用告別室数						2	2	2				2	2	2			2	2	2				2	2	2																		
利用収骨室数												2	2	2				2	2	2				2	2	2			2	2	2												
利用待合室数							2	4	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	4	2													
入場						2	2	2				2	2	2				2	2	2				2	2	2																	
退場												2	2	2				2	2	2				2	2	2			2	2	2												

(2) 建物規模の検討

「火葬場の建設・維持管理マニュアル」を参考として、建物の概略規模を検討します。

下表より、新斎苑に必要な延床面積を約 5,200 ㎡として設定します。建物を 2 階建てとした場合、建築面積は 3,000 ㎡程度となるため、バックヤードや車寄せスペースなどを考慮して、建物用地として必要な面積を 4,500 ㎡と設定します。

なお、基本構想に示す設定面積は、基本計画及び設計段階において、実際の使い方・利用人数などを精査したうえで、面積のコンパクト化を図るなど再度検討を行います。

< 建物の概略規模 >

区 分	マニュアル面積	必要面積	備 考
火葬部門	2,816 ㎡	3,000 ㎡	火葬場の建設・維持管理マニュアルの告別・収骨室数を 6 室に変更。
管理部門	263 ㎡	300 ㎡	火葬場の建設・維持管理マニュアルの火葬部門から、事務室、機械室、空調機械室を管理部門にて面積を算定。会議室(多目的室)、更衣室などの面積を追加。
待合部門	1,947 ㎡	1,900 ㎡	
合計		5,200 ㎡	

(3) 駐車場台数の検討

新斎苑における駐車場規模は、火葬会葬者用車両、身体障害者用車両、宗教関係者用車両、従業員車両、普通乗用車の予備スペース、マイクロバスに必要な駐車スペースより算定します。

① 火葬会葬者用車両

会葬者用駐車台数の算定方法として、「火葬場の建設・維持管理マニュアル」では、既存斎場の 1 会葬あたりの平均的乗用車台数に同一時間帯の稼動炉数を乗じる方法が記載されていますが、本市における既存斎場では、十分な駐車スペースが確保できていない状況です。そのため、既存斎場の 1 会葬あたりの平均的乗用車台数ではなく、本市における交通分担率などから、火葬会葬者用車両台数を想定します。

「東大阪市総合交通戦略」（令和元年 11 月策定）において、自動車の交通分担率は約 20%となっています。鉄道バスの公共交通利用者は約 20%と大阪府下の平均より低く、また市内の移動に限るとさらに分担率は低下して約 4%となります。その分自転車利用が多いという傾向にあり、市内の移動については、7 割が徒歩と自転車になっています。

新斎苑の建設候補地は、鉄道バスなどの公共交通機関ではアクセスしづらいため、会葬者のアクセスは自動車やマイクロバスなどの利用が主となることが想定されます。また自由目的における交通分担率の推移として、自動車利用率が増加しているため、自動車の交通分担率を 25%として算定を行います。

既存斎場の利用状況などから、新斎苑における 1 会葬あたりの会葬者数は 25 人と想定します。また、自動車の交通分担率 25%、同乗者数 2 人/台、1 会葬あたりの平均的乗用車台数を 4 台と設定します。火葬タイムテーブル（案）より、同一時間帯の稼動炉数は 10 基であるため、火葬会葬者用車両の駐車場として、40 台程度の規模を確保することとします。

② 身体障害者用車両

「大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン」（令和 5 年 5 月改訂版）において、全駐車場台数が 200 台以下の場合、駐車場台数の 2%以上の車椅子使用者用駐車施設を設けることとされています。新斎苑の駐車場規模は 51~100 台未満となるため、身体障害者用の駐車場を 2 台程度確保することとします。

③ 宗教関係者用車両

宗教関係者用車両の駐車場台数は、同一時間帯の稼動炉数である 10 台程度を確保します。

④ 従業員用車両

火葬タイムテーブルや先行事例より、従業員用車両の駐車場台数を 10 台程度確保します。

⑤ 予備スペース

予備スペースとして、10 台分程度確保します。

⑥ マイクロバス・大型バス

新斎苑における 1 会葬あたりの会葬者数を 25 人、1 会葬あたりの平均的乗用車台数を 4 台（同乗者数 2 人）と想定した場合、残りの 17 名程度は自動車以外の移動手段で新斎苑にアクセスすることとなります。建設候補地周辺は公共交通機関ではアクセスしづらいため、マイクロバスなどの大型車を用いた移動が考えられます。実際に既存施設では、マイクロバスで来場する会葬者が多いため、新斎苑においても、1 会葬あたりのマイクロバスの利用台数を 1 台と想定します。火葬タイムテーブル（案）より、同一時間帯の稼動炉数は 10 基であるため、マイクロバス用の駐車場を 10 台程度確保することとします。

(4) 駐車場規模の算定

駐車場台数の検討結果より、新斎苑に必要な駐車場規模は、下表の 2,610 m²にゆとりを持たせた 3,000 m²として設定します。

＜駐車場の必要規模＞

車 種	項 目	想定駐車台数	占有面積/台	必要面積
普通乗用車	①会葬者用車両	40 台		
	②身体障害者用車両	2 台		
	③宗教関係者用車両	10 台		
	④従業員用車両	10 台		
	⑤予備スペース	10 台		
	小計	72 台	25~30 m ²	2,160 m ²
大型車	⑥マイクロバス	10 台	40~45 m ²	450 m ²
合計				2,610 m ²

(5) 付加機能の規模算定

付加機能である緑地ゾーンは、周辺住民・事業者の方々の憩いのスペースとして公園のような役割を果たすことから、都市公園の標準面積を参考として規模の算定を行います。緑地ゾーンは、主に周辺住民・事業所の方々の利用を想定しているため、街区公園の面積 0.25ha (2,500 m²) を標準として、また周辺地域の景観向上を図るために設ける緑地でもあるため、街区公園の面積標準にゆとりを加えた 0.4ha (4,000 m²) を付加機能の規模として設定します。

< 都市公園の種類 >

種 類	種 別	内 容
住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積 2 ha を標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積 4 ha を標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積 4 ha 以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積 50ha 以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模 1000ha を標準として配置する。
国営公園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当たり面積おおむね 300ha 以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあっては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を 0.05ha 以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10～20m を標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

(6) 新斎苑に必要な敷地面積

「建設設計資料 46 葬祭場・納骨堂」（建築資料研究所）より、斎場機能として必要な敷地面積（新斎苑整備ゾーン）は約 18,500 m²となります。これに加えて、新斎苑では周辺住民・事業所の方々が日常的に集える憩いのスペースとして、約 4,000 m²の緑地ゾーンを整備します。

建設候補地は恩智川沿いであることに加えて、東側遠景には生駒山を望める場所となっています。そのため周辺景観への配慮として、加納東公園と一体となって優れた景観を形成するスペースが必要です。また、新斎苑を建設するためには、敷地が道路に面している必要があります。

以上により、新斎苑の敷地は河川沿いや東部環境事業所の土地を含めた範囲として、必要な敷地面積は下表のとおり約 22,500 m²と設定します。

なお、これらの面積はあくまでも目安として算出したものであり、実際の面積を算出する際には、基本計画や設計段階でさらに精査を行う必要があります。

<必要敷地面積の試算>

項 目	面 積	備 考
新斎苑整備ゾーン		
建物面積	約 4,500 m ²	建築面積 3,000 m ² + 車寄せ・バックヤードなど
駐車場	約 3,000 m ²	普通乗用車 72 台 + マイクロバス 10 台分程度
構内通路	約 3,500 m ²	「建設設計資料 46 葬祭場・納骨堂」（建築資料研究所）における構内通路の面積
環境緑地	約 7,500 m ²	「建設設計資料 46 葬祭場・納骨堂」（建築資料研究所）における庭園部分 + 環境緑地等の合計面積
小計	約 18,500 m ²	
緑地ゾーン（一般開放）		
緑地ゾーン	約 4,000 m ²	街区公園標準面積 + 景観向上として 4,000 m ²
合計	約 22,500 m ²	

※「建設設計資料 46 葬祭場・納骨堂」（建築資料研究所）における火葬炉数 2~10 基の規模を参考として算定

第7章 配置ゾーニングの検討

1. 敷地条件の整理

(1) 敷地条件の整理

建設候補地の敷地条件及び施設整備に係る主な関係法令・基準等を以下に整理します。

<敷地条件及び主な関係法令等>

項 目	内 容
所在地	東大阪市布市町三丁目 510、中石切町六丁目 801-1、801-3、802-2、803-2、804-2、805-2 他
敷地面積	約 22,600 m ²
用途地域	準工業地域
建蔽率／容積率	60％／200％
防火指定	準防火地域
高さ・斜線制限	道路斜線：適用距離：20m、勾配：1.5 隣地斜線：立上り：31m、勾配：2.5
日影規制	対象地域外
接道状況	南側：石切西2号線・幅員約 7.2m 西側：石切西1号線・幅員約 3.9m
その他	モノづくり推進地域

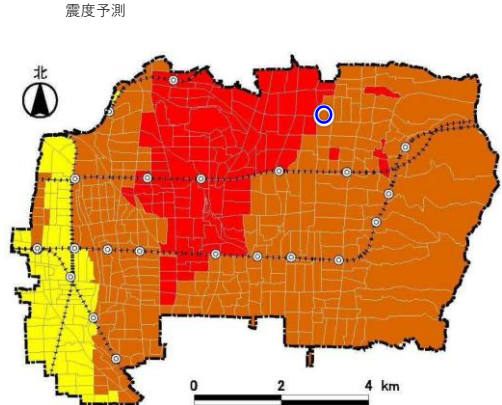
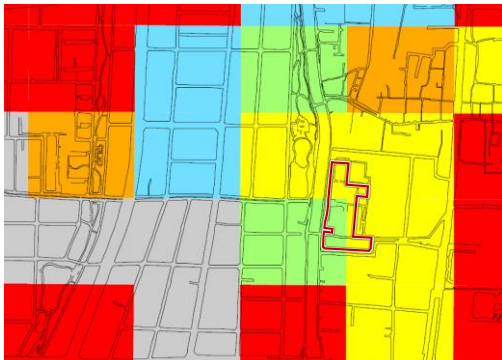
< 航空写真 >



(2) ハザード情報の整理

建設候補地の震度予測図、液状化予測図、浸水想定区域を以下に整理します。

< 建設候補地のハザード情報 >

項 目	ハザードマップ	凡 例	備 考
震度予測図	 震度予測 北 0 2 4 km 町丁目別予測震度 - 震度 7 - 震度 6 強 - 震度 6 弱 - 震度 5 強 - 震度 5 弱 - 震度 4 以下	建設候補地周辺は、生駒断層帯地震により、最大震度 6 強の地震が発生する可能性があると考えられています。 ※東大阪市住宅・建築物耐震改修促進計画より	
液状化予測図	 PL 値 25 ~ 20 ~ 25 15 ~ 20 10 ~ 15 5 ~ 10 0 ~ 5 - なし 大 中 小	PL 値とは、その地点での液状化の危険度を表す数値であり、建設候補地周辺は PL 値 10~15、15~20 に指定されています。南海トラフ地震により、液状化発生による危険度が比較的高いエリアとされています。 ※大阪府ホームページ資料より	
寝屋川水系浸水	 広域緊急交通路 寝屋川_河岸侵食 0.5m未満 0.5m~1.0m未満 1.0m~2.0m未満 2.0m~3.0m未満	建設候補地は、寝屋川流域における洪水発生時に、最大 2.0m 未満の浸水の可能性があると考えられています。一部、河岸侵食の恐れのあるエリアに指定されています。 ※ひがしおおさか e~まちマップより	
土砂災害警戒区域	指定なし	指定なし	建設候補地周辺は、土砂災害警戒区域に指定されていません。

(3) 敷地周辺状況の整理

新斎苑の配置計画・動線計画等を検討するにあたり、計画上の課題や配慮すべき事項を抽出するために、周辺環境の分析・整理を行います。

① 北側道路	② 建設候補地東側五差路	③ 建設候補地東側の道路
建設候補地 北側道路 北側道路と建設候補地には高低差がある	五差路 交通量の多い五差路	道路が二つに分かれている
④ 南側道路	⑤ 南側道路の水路	⑥ 南向き道路
南側道路 南側道路はクランクしている	水路 南側道路 南側道路沿いには水路がある	搬入橋から続く南向きの道路。幅員が狭い
⑦ 東西通路	⑧ 西側遊歩道	⑨ 西側遊歩道
東西通路 東西通路は車両通行止めとなっている	遊歩道 西側には車両通行止めの遊歩道がある	建設候補地 遊歩道と建設候補地には高低差がある

2. 周辺道路からの車両動線の検討

(1) 交通量調査概要

新斎苑への車両動線検討にあたり、現状の交通量を把握するために交通量調査を実施しました。調査概要を以下に整理します。

< 調査概要 >

項 目	内 容
調査日	令和 6 年 8 月 7 日（水）、9 月 2 日（月）、9 月 6 日（金）
調査時間	7：00～19：00（12 時間連続）
調査地点	

(2) 調査結果概要

- ・調査地点 1 において、特に東側の大阪外環状線方向の流入・流出台数が最も多かったです。
- ・両地点とも、曜日による時間帯別交通量に大きな差はありませんでした。
- ・日によって異なるものの、交通量は 08:00～09:00、14:00～15:00、17:00～18:00 の時間帯に増加する傾向がみられます。

(3) 新斎苑建設による車両台数の増加予測

火葬のタイムテーブル及び 1 会葬あたりの平均的乗用車台数（4 台程度）より、新斎苑への 1 時間当たりの入退場車両台数は下表のとおり予測できます。両地点の交差点への進入台数の合計が約 500 台であること、火葬集中時間の車両増加台数が約 40 台であることから、新斎苑建設による周辺交通への影響は少ないと考えます。ただし、現状交通量のピーク（14:00～15:00）と火葬集中時間が重なるため、周辺交通への影響を最小限とする車両動線計画の工夫について、引き続き検討していきます。

< 入退場車両台数の増加予測 >

		7 時	8 時	9 時	10 時	11 時	12 時	13 時	14 時	15 時	16 時	17 時	18 時
入場	管理用	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
	乗用車	0	0	8	16	24	8	16	24	0	0	0	0
	マイクロバス	0	0	2	4	6	2	4	6	0	0	0	0
退場	管理用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
	乗用車	0	0	0	0	0	24	16	8	24	16	8	0
	マイクロバス	0	0	0	0	0	6	4	2	6	4	2	0
合計		0	10	10	20	30	40	40	40	30	20	10	10

※ 霊柩車及び宗教関係者用車両は除く。

3. 土地利用・配置計画

配置ゾーニングの検討にあたり、土地利用計画の方針を以下に整理します。

<土地利用計画の方針>

- 新斎苑は、建物をよりコンパクトにするために2階建てを想定します。
- 駐車場は、普通乗用車約70台分、マイクロバス用駐車場約10台分の規模を確保します。
- 歩行者と車両の動線を区分し、歩行者が安全・円滑に通行できる敷地内通路を整備します。
- 周辺環境との緩衝地帯として、敷地外周部に環境緑地を計画します。
- 新斎苑整備ゾーンと、施設利用者や周辺住民・事業所の方々が利用できる緑地ゾーン（一般開放ゾーン）は、区分して配置します。

■ ハザード面における留意事項

- ・ 建設候補地は、寝屋川流域における洪水発生時に浸水2.0m未満となる区域に位置しています。
- ・ 恩智川沿いの堤防から1.0m程レベルが下がっているため、地盤を嵩上げするなどの対策を行い、各諸室を1階部分に配置できる計画とします。

■ アプローチ動線

- ・ 利用者車両や搬入車両の通行による、周辺交通への影響を最小限に抑える工夫を行います。
- ・ 敷地内通路は、新斎苑への車両アプローチ動線として活用しますが、歩車分離を徹底するなど歩行者の安全を最優先とします。また、原則として一般車両の進入は不可とします。

■ 環境緑地

- ・ 恩智川沿いは積極的に緑化を図り、加納東公園と一体となって優れた景観を形成します。
- ・ 新斎苑とグラウンドは用途が異なることを踏まえて、斎苑利用者及びグラウンド利用者双方への配慮として、敷地北側に緩衝地帯となる植栽帯を整備します。

■ 緑地ゾーン

- ・ 北側グラウンドと隣接させた計画とします。

<土地利用方針のイメージ>



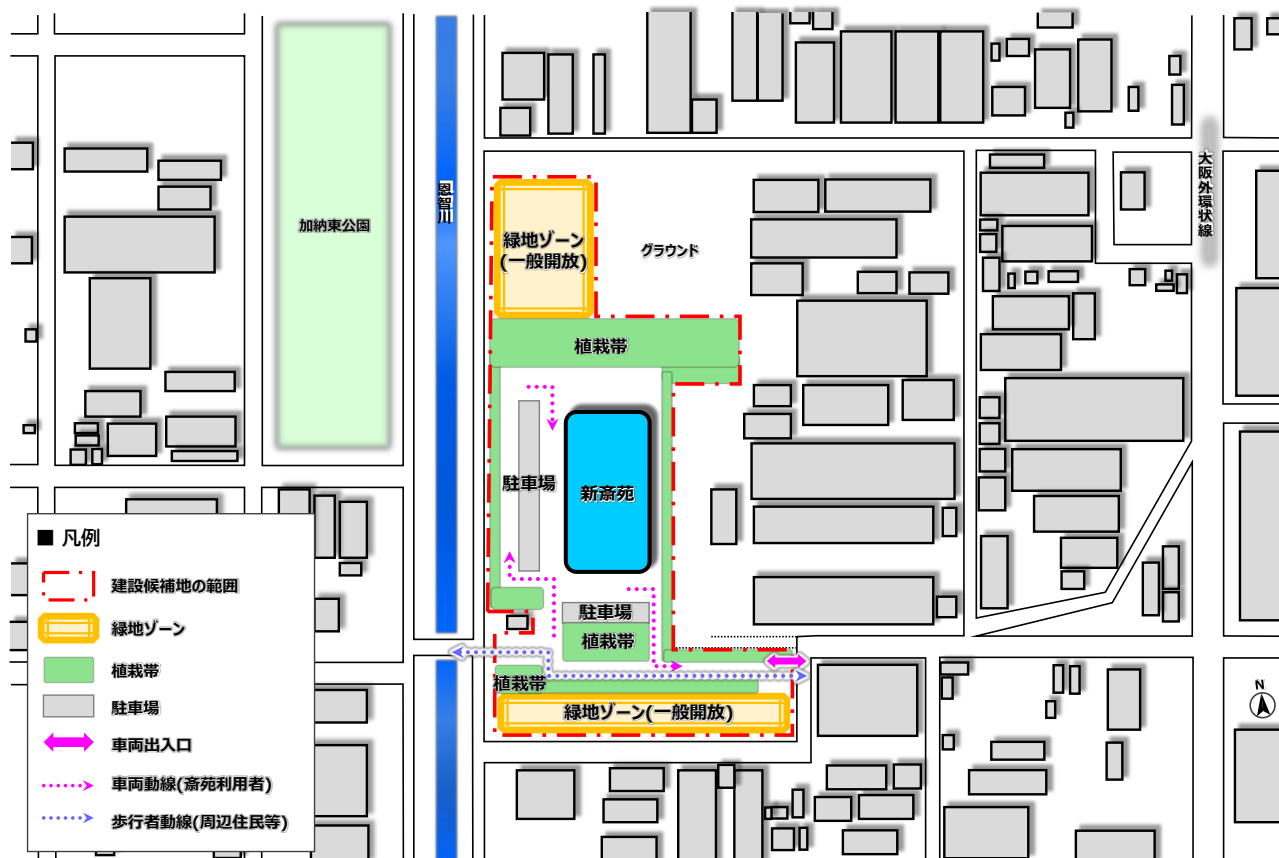
4. 配置ゾーニングイメージの検討

(1) 配置ゾーニングイメージ

前項の土地利用計画に関する条件を基に、配置ゾーニングイメージを作成します。

① 配置 A 案【建物を建設候補地中央付近に配置】

< 配置 A 案【建物を建設候補地中央付近に配置】 >



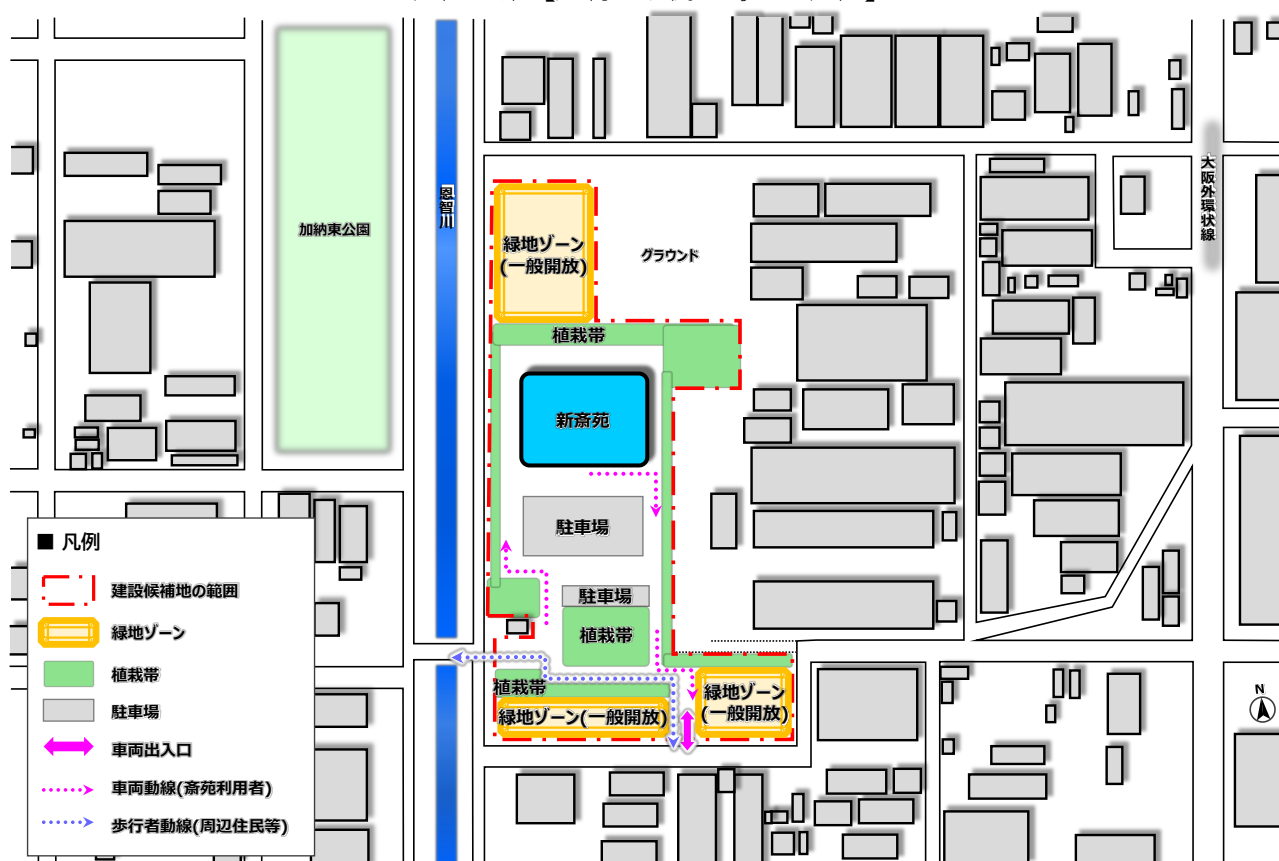
※敷地、街区形状・周辺建物は簡略化して図示しています。

※配置ゾーニングは、現段階のイメージであるため、今後の検討により変更となる可能性があります。

- 南側の緑地ゾーンは、まとまったスペースとして計画可能です。
- 新斎苑整備ゾーンと緑地ゾーン（一般開放）を区分して配置しているため、新斎苑の静寂性と周辺住民・事業所の憩いのスペースのすみわけができます。
- 建物は東側境界に寄っていますが、北側、南側、西側の境界からは十分な離隔を確保しているため、圧迫感が軽減されるとともに周辺から見えにくく、景観に配慮した配置ゾーニングとなっています。
- 敷地内通路は現状とほぼ同位置であるため、周辺住民・事業所の利便性に大きな影響はありません。
- 車両出入口は曲がり角に近い位置となるため、周辺交通への影響を最小化する工夫が必要です。

② 配置 B 案【建物を北側に寄せて配置】

< 配置 B 案【建物を北側に寄せて配置】 >

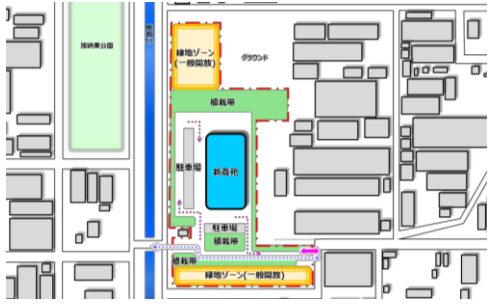
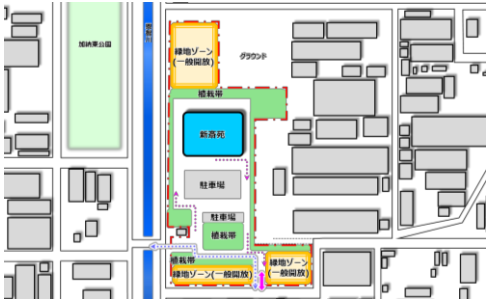


※敷地、街区形状・周辺建物は簡略化して図示しています。

※配置ゾーニングは、現段階のイメージであるため、今後の検討により変更となる可能性があります。

- 南側の緑地ゾーンは車両動線によって分かれています。
- 新斎苑整備ゾーンと緑地ゾーンを区分して配置しているため、新斎苑の静寂性と周辺住民・事業所の憩いのスペースのすみわけができます。
- 建物が北側、東側、西側境界に寄っているため、圧迫感や日影による影響や川沿いの景観に配慮した工夫が必要となります。
- 敷地内通路は南側道路を経由する計画となるため、動線が複雑となってしまいます。
- 車両出入口は幅員の広い南側道路からとなりますが、周辺交通に影響を与えない工夫が必要です。

(2) 配置ゾーニングイメージの比較

	A 案	B 案
配置ゾーニングイメージ		
周辺施設への影響	・敷地境界から離隔があるため、配慮できている	・北側境界に近い場合、グラウンドへ圧迫感および日影の影響を与えない配慮が必要
周辺交通への影響	・車両出入口を東側 1 か所に集約している ・車両出入口が曲がり角に近いため、車両動線計画に工夫が必要	・車両出入口を南側 1 か所に集約している ・周辺道路から車両出入口までのアクセスがわかりやすくなるよう配慮が必要
周辺景観への影響	・恩智川と建物の間に空地があるため、川沿いの景観に配慮できている ・川沿いの遊歩道から生駒山への眺望に影響を与えない工夫が必要	・恩智川から建物が近いため、川沿いの景観に配慮が必要 ・川沿いの遊歩道から生駒山への眺望に影響を与えない工夫が必要
駐車場のわかりやすさ	・建物前面に駐車場を整備するため、わかりやすく、利便性が高い ・敷地内の車両動線が複雑であるため、利用者の利便性向上のため工夫が必要	・建物前面に駐車場を整備するため、わかりやすく、利便性が高い ・敷地内の車両動線が複雑であるため、利用者の利便性向上のため工夫が必要
ユニバーサルデザインへの配慮	・車寄せの設置、施設出入口近くに車いす使用者用の駐車区画等を設置できる	・車寄せの設置、施設出入口近くに車いす使用者用の駐車区画等を設置できる
利便性	・敷地内通路は現在とほぼ同じ位置であるため、利便性が高い	・敷地内通路が南側を経由することとなるため、現状からルート変更となる
歩行者の安全性	・安全で快適な歩行者空間を設けることで、歩車分離は可能	・安全で快適な歩行者空間を設けることで、歩車分離は可能
緑地ゾーンの使いやすさ	・南側にまとまったスペースを確保できる	・南側の緑地ゾーンは、車両動線によって分かれている

上記比較表を踏まえながら、引き続き最適な配置ゾーニングの検討を進めていきます。

第8章 今後の進め方

1. 事業手法について

公共施設の事業手法として、従来から実施されている設計・建設・維持管理等の分離発注方式に加えて、さまざまな形で民間活力を導入する方式が採用されています。斎場施設においても、PFI 方式をはじめ、DB 方式や DBO 方式など民間活力を導入した先行事例が多数確認できます。新斎苑の整備にあたり、本市の財源の有効活用や質の高いサービス提供を実現するために、来年度以降、事業内容に合わせた最適な事業手法を検討します。

2. 概算事業費について

概算事業費は、施設の規模や計画等によって異なり、これらを具体化していく中で変動します。そのため、来年度以降の基本計画段階において施設計画の具体的な検討を進める中で、近年整備された事例等を参考にしながら概算事業費を算定します。

3. 事業スケジュールについて

令和 13 年度の供用開始を目標として、来年度以降、基本計画、都市計画決定などの手続き、事業者募集・選定、基本設計、実施設計、建設工事と進めていきます。なお、事業スケジュールは採用する事業手法によって異なるため、基本計画段階において十分に検討するものとします。

4. 今後の進め方・検討課題

周辺住民・事業所の方々にとってより良い施設となるよう、今年度の基本構想と同様に、今後も住民説明会など意見をお伺いする機会を設けて、しっかりと新斎苑整備の検討に反映していきます。新斎苑整備にあたり、敷地の位置を都市計画で定める必要があるため、来年度の基本計画段階においては、計画検討と並行して都市計画決定手続きを進めていきます。

来年度は新斎苑整備による周辺環境に与える影響について、生活環境影響調査の予測調査を行います。調査結果やガイドライン、本市条例を踏まえて、火葬炉設備の環境保全目標値を設定して、最新の火葬炉設備を導入するなどの対策を講じて、この目標値を達成できる施設の検討を行っていきます。

また、新斎苑の整備に加えて周辺施設の魅力向上を図るため、加納緑地・加納東公園の整備・管理・運営方法に関して、Park-PFI 事業をはじめとする民間の創意工夫を活かした官民連携手法の導入可能性・実現性の検討を行うこととします。

東大阪市新斎苑整備基本構想

令和 7(2025)年 2 月 策定

発行
編集

大阪府東大阪市
健康部 斎場管理室 新斎苑整備課
〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目 1 番 1 号
Tel:06(4309)3206
